

＜項目＞

家庭の省エネムーブメント促進事業

＜事業の目的＞

地域に密着した団体（町会、商店会、小学校、幼稚園、マンション管理組合等）と連携し、家庭における日常の内部活動の省エネに地域ぐるみで取り組む区市町村への支援を図ることにより、家庭部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

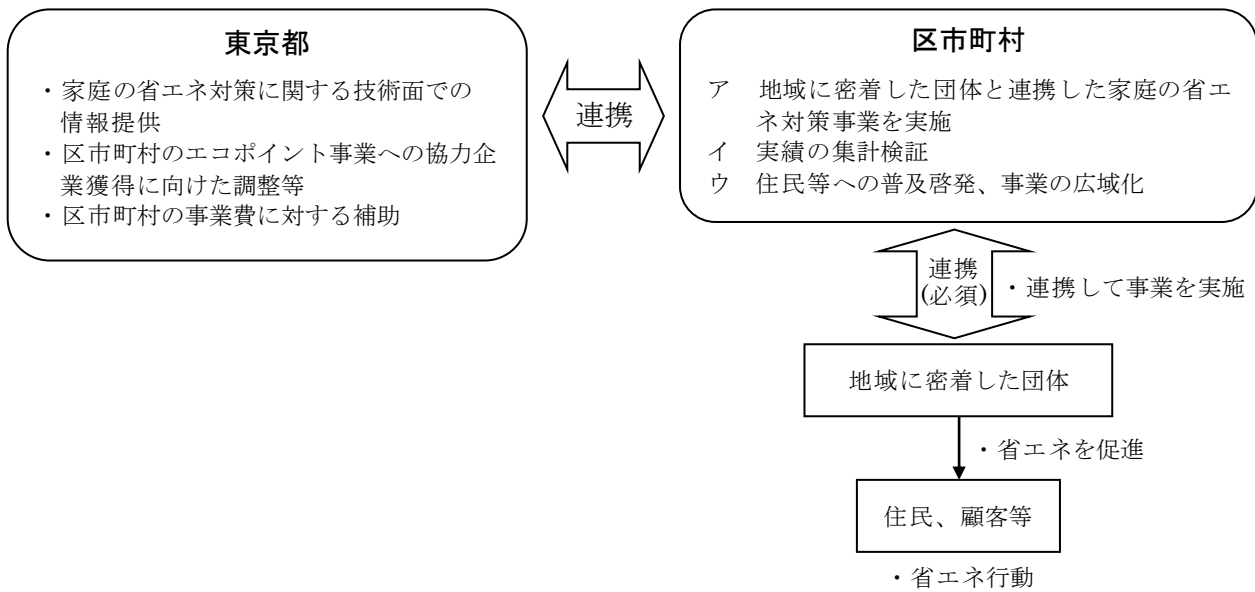
＜都の取組の方向性＞

～『環境基本計画』：2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比38%削減～

- 2014（平成26）年度の東京のエネルギー消費量は、産業、業務、家庭など全ての部門で減少傾向となっているが、2000（平成12）年度対比で見ただけでは、家庭部門だけが増加傾向にある。
- 家庭部門のエネルギー消費量を更に削減していくためには、世帯構成や年齢層等にあわせた、よりきめ細やかな対策を行っていく必要があるが、都単独での事業展開には限界があり、地域に密着した団体との更なる連携が欠かせない。
- 区市町村は、町会や商店会などの地域に密着した団体とのネットワークを有しており、これらとの連携により、効率的な家庭の省エネ対策が期待できる。
- 省エネの取組に応じて経済的インセンティブを付与するいわゆるエコポイント事業についても、家庭における無理のない継続的な省エネ行動を促すことのできる仕組であるため、この仕組を活用して更なる効果的な省エネ行動に誘導することも可能である。
- このことから、区市町村が、地域に密着した団体と連携して地域ぐるみで取り組む家庭の省エネ対策事業を支援することで、区市町村より効果的な家庭の省エネ対策を展開・定着させ、家庭部門のエネルギー消費量の更なる削減を目指す。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、地域に密着した団体（町会、商店会、NPO、小学校、幼稚園、マンション管理組合等）と連携し、地域ぐるみの取組を促すものであること。
- イ アの取組の実施によるエネルギー消費量（電気、ガス及び灯油の使用量をいう。以下同じ。）及びCO₂排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定
 (必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、連携先の拡大や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。)

＜留意事項＞

経済的インセンティブの原資に係る経費は補助対象外とする。

(本事業の目標)

20程度の区市町村で取組を実施し、家庭の省エネ対策を推進

＜項目＞

賢い節電のためのLED活用事業

＜事業の目的＞

家庭における既設の照明器具（又はランプ）のLED照明器具（又はランプ）への交換にかかる経費を助成する区市町村の支援を図ることにより、家庭部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

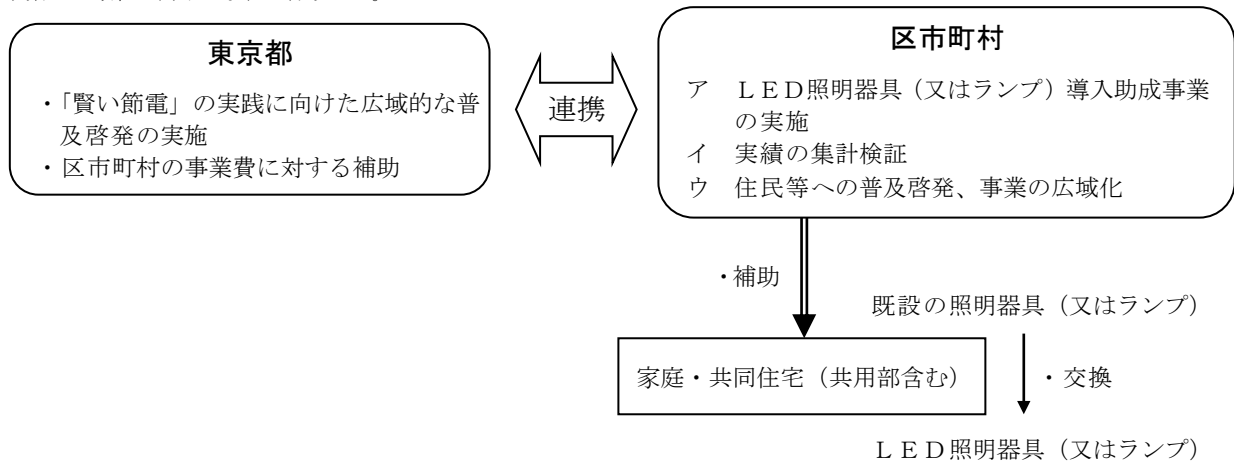
＜都の取組の方向性＞

～『環境基本計画』：2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比38%削減～

- 2014（平成26）年度の東京のエネルギー消費量は、産業、業務、家庭など全ての部門で減少傾向となっているが、2000（平成12）年度対比で見ただけでは、家庭部門だけがまだまだ増加傾向にあり、都内家庭部門は、全体のエネルギー消費量の約3割を占めているため、エネルギー消費量の削減に向けたより一層の取組強化が求められる。
- 家庭の省エネ対策は、無理なく賢く進めていくことが重要であり、その点において、照明器具の高効率化は、手軽にできる効果的な対策のひとつである。LED電球と白熱電球を比較すると、LED電球の消費電力は、白熱電球の約1/4から1/6であり、寿命は4万時間であり、白熱電球の寿命の約40倍に相当する。また、白熱電球（54W）からLED電球（9W）に交換した場合、年間での家計の節約効果は、約2,300円、省エネ効果は、90kWh（年間2,000時間使用）であり、ランニングコストに優れた省エネ効果のある製品として、更なる普及を推し進める必要がある。
- しかし、東京都環境公社が実施した「家庭の省エネ思い違い調査」（平成26年度実施）では、都内家庭の41.5%がLED電球未設置世帯である結果が出ていることから、完全な普及には至っていない一方で、調光機能などの機能が付いたLED電球や、断熱施工器具対応型、密閉器具対応型など様々な用途に合わせたLED電球、さらに、天井に引掛シーリングが付いていれば手軽に取り付け可能なLEDシーリングライトが登場しており、都民にとって、家庭の照明のLED化がより身近なものになっている。
- このことから、住民に身近な区市町村が実施するLED電球及びLED照明器具などの高効率な照明器具の導入による家庭の省エネ推進対策事業を支援することで、賢い節電の定着を目指す。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 家庭における、既設の照明器具（又はランプ）からLED照明器具（又はLEDランプ）への交換を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
 - (ア) 既設の照明器具（又はランプ）は、LEDを使用した製品以外であること。
 - (イ) LED照明器具（又はLEDランプ）は、既設の照明器具（又はランプ）よりも省エネルギー効果が高いものであること。
- イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

（必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、新たな進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。）

＜留意事項＞

- 既設の照明器具からLED照明器具への交換は、LED照明器具をリースにより導入する場合も含む。
- 交換時に発火又は故障等の危険性がある場合にあつては、区市町村が実施する補助事業において、安全性を担保すること。

（本事業の目標）

10程度の区市町村で取組を実施し、家庭の省エネ対策を推進

<項目>

省エネルギー診断等を活用した中小規模事業所の省エネルギー対策事業

<事業の目的>

商工会議所等地域の事業者で組織される団体と連携し、省エネルギー診断の受診を通じて中小規模事業所の省エネ対策に地域ぐるみで取り組む区市町村の支援を図ることにより、業務部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

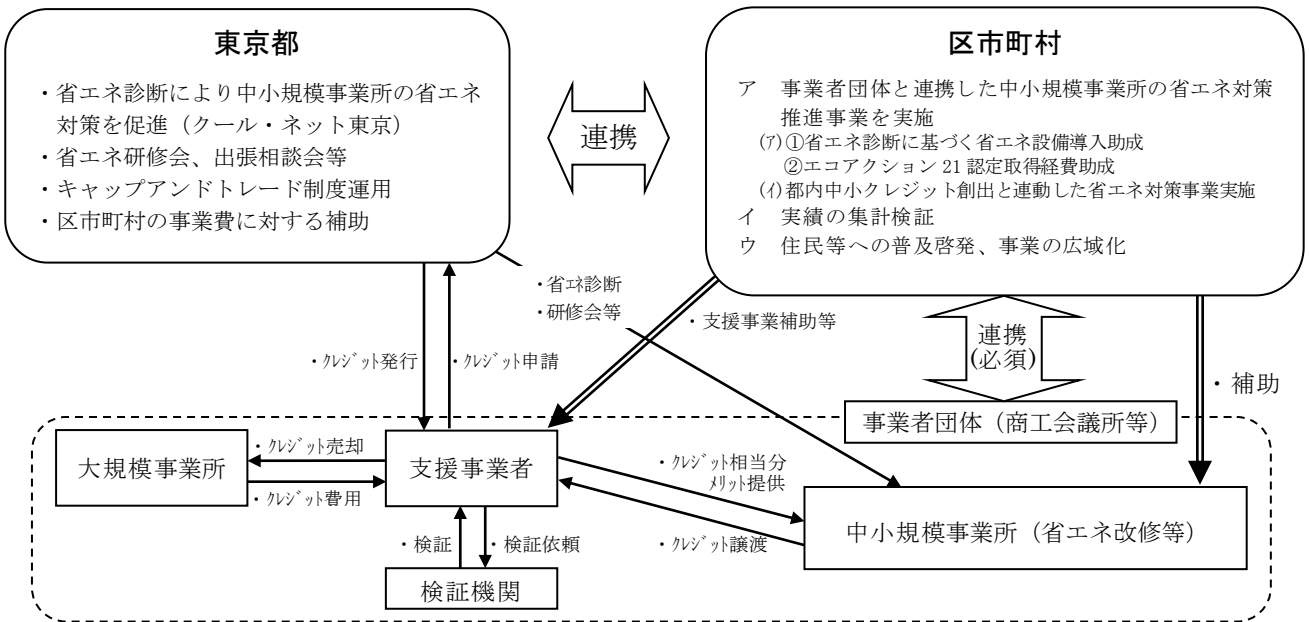
<都の取組の方向性>

～『環境基本計画』：2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比38%削減～

- ・ 都内には全国の1割強を占める約66万の中小規模事業所が存在し、東京における業務部門の約6割のCO₂を排出していることから、中小規模事業所への対策が不可欠である。
- ・ 中小規模事業所の省エネを進めるためには、都内中小クレジット創出や省エネルギー診断の受診により省エネ推進体制を整備するよう働きかけていくことが有効であるが、都単独での事業展開には限界があり、地域レベルでの取組との連携が欠かせない。
- ・ 区市町村は、地域の事業者とのネットワークを有しており、これらとの連携により、事業者間の横の繋がりも活用した効果的な対策が期待できる。
- ・ このことから、区市町村が支援事業者や事業者団体と連携して取り組む中小規模事業所の省エネ対策事業を支援することで、業務部門におけるエネルギー消費量の更なる削減を目指す。

<補助事業の内容と事業スキームイメージ>（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 中小規模事業所における、節電その他の省エネルギー対策を実施する事業者で組織される団体との連携により行う取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
- (ア) 次のいずれかの要件を満たすこと。
- ① 中小規模事業所の所有者又はテナント等事業者（以下「中小規模事業所所有者等」という。）であって、かつ、中小企業等である者に対し、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等（購入、リース及び設置工事（設計を含む。）をいう。以下同じ。）の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器は、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器であること。
 - ② 中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21の認証取得（新規又は更新）の補助を行うこと。
- (イ) 必要に応じて、ア(ア)①により創出した事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量を活用し、都内中小クレジットを創出する取組を行うこと。この場合においては、都内中小クレジットの申請等に係る業務を行う事業者（以下「支援事業者」という。）を公募するとともに、支援事業者に対し次の事項を実施させること。
- ① 都内中小クレジットの発行に当たり、中小規模事業所所有者等が行うべき手続を支援すること。
 - ② ①により支援事業者が都内中小クレジットの発行を受けることについて、中小規模事業所所有者等から同意を得ること。
 - ③ 中小規模事業所所有者等に対し、②により発行を受けた都内中小クレジットの量に応じた対価の支払その他のメリットを提供すること。
 - ④ ②により発行を受けた都内中小クレジットを大規模事業所（中小規模事業所以外の事業所をいう。）の所有者等へ販売することで、地域内等での排出量取引の促進に努めること。
- イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



<補助対象経費>

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

<補助期間>

3年度以内で事業期間を設定
(必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、連携先の拡大や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。)

<留意事項>

(本事業の目標)15程度の区市町村で省エネ診断を活用した取組を実施し、中小規模事業所の省エネ対策を推進

<項目>

グリーンリース普及促進事業

<事業の目的>

中小規模事業所のうちテナントビルにおいて、ビルオーナーとテナントが協働して省エネ行動・省エネ改修に取り組むグリーンリース（※）の普及を図ることにより、業務部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

※ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、取り決め内容を実践すること。

<都の取組の方向性>

～『環境基本計画』：2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比38%削減～

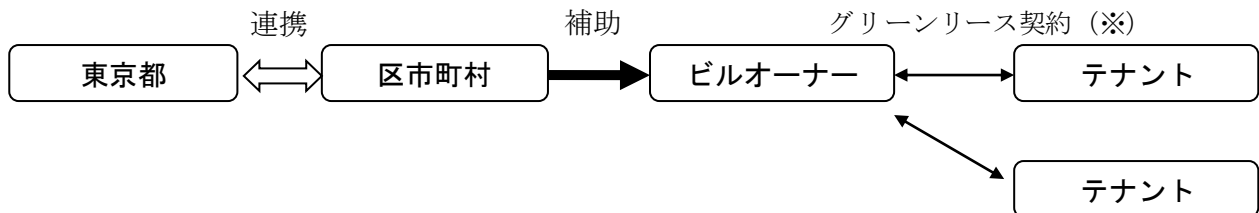
- ・都内には全国の1割強を占める約66万の中小規模事業所が存在し、東京における業務・産業部門の約6割のCO2を排出していることから、中小規模事業所への対策が不可欠である。
- ・また、都内の業務部門における最終エネルギー消費量の建物用途別構成比は、事務所ビル（約6割）が最も大きく、その中には、中小規模事業所のテナントビルも多く含まれる。
- ・中小規模事業所の省エネを進めるためには、テナントビルに対して、グリーンリースの取組みを働きかけていくことが有効であるが、都単独での事業展開には限界があり、地域レベルでの取組との連携が欠かせない。
- ・区市町村は、地域の事業者とのネットワークを有しており、これらとの連携により、事業者間の横の繋がりも活用した効果的な対策が期待できる。
- ・このことから、中小規模事業所のグリーンリース普及促進事業に取組む区市町村を支援することで、業務部門におけるエネルギー消費量の更なる削減を目指す。

<補助事業の内容と事業スキームイメージ>（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

ア 中小テナントビルの所有者であって、かつ、中小企業等であるビルオーナーに対し、テナントとのグリーンリース契約を条件に、省エネルギーに資する設備・機器の設置等（購入、リース及び設置工事（設計を含む。）をいう。以下同じ。）の補助を行うこと。

イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。

ウ アの取組の内容を周知するとともに、東京都が発行する「グリーンリース実践の手引き」を活用するなど各区市町村の区域内の中小企業等を対象としたグリーンリースに係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



※地球温暖化対策ビジネス事業者がグリーンリース契約等のサポートを行うことも可

<補助対象経費>

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

<補助期間>

3年度以内で事業期間を設定

（必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、連携先の拡大や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は1年間とする。）

<留意事項>

（本事業の目標）

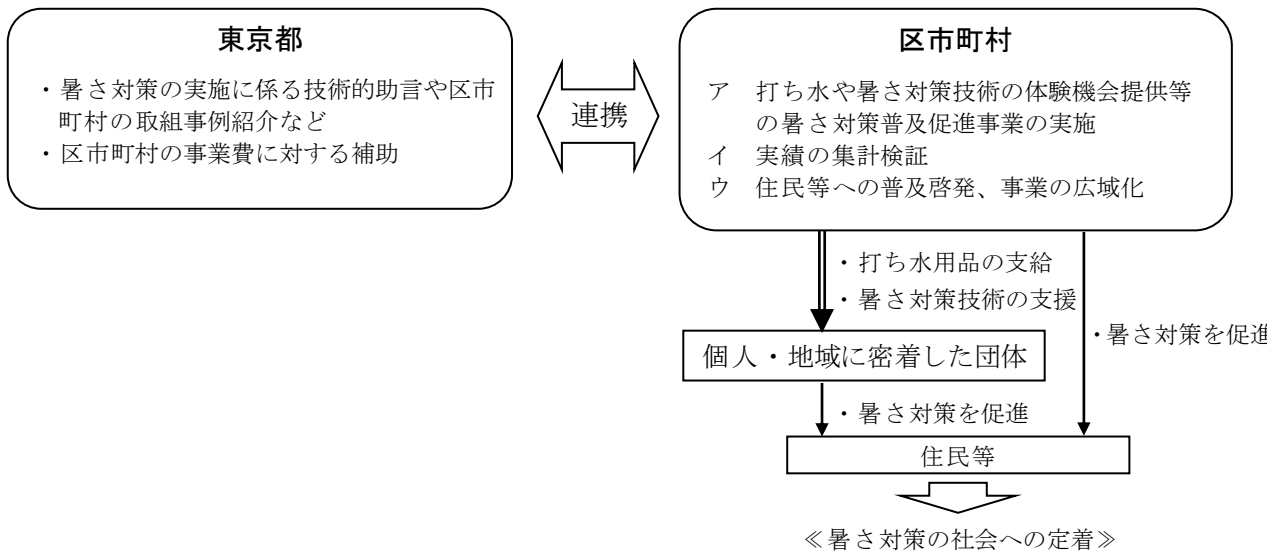
10程度の区市町村でグリーンリースを活用した取組を実施し、中小規模事業所の省エネ対策を推進

＜項目＞
暑さ対策推進事業

＜事業の目的＞
 東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会開催に向け、暑さ対策の普及が課題となっている中、区市町村が取り組む暑さ対策に係る普及促進事業等に対し支援を行うことで、機運の醸成、社会への定着を図る。

＜都の取組の方向性＞
 ～街なかでの暑さ対策等の推進・地域等と連携した打ち水の取組拡大など暑さ対策を社会に定着～
 ・ 東京では、猛暑日や熱帯夜が増加しており、また、多くの熱中症患者が発生するなど、夏の暑さ対策が課題となっている。
 ・ 都民の生活環境の改善という観点に加え、東京を訪れる多くの観光客への「おもてなし」、そして、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催という観点からも、暑さ対策を進めていくことが求められている。
 ・ 緑化や省エネルギー対策など、中・長期的に都市全体の気温上昇を緩和するヒートアイランド対策に引き続き取り組むとともに、即時的な効果を狙った暑熱対応を含めた、総合的な暑さ対策に取り組む必要がある。
 ・ そのためには、都民や事業者、社会全体が暑さ対策に取り組む機運の醸成を図ることが重要であり、住民や事業者等に身近な区市町村による暑さ対策の普及啓発が効果的な手段のひとつとなる。
 ・ このことから、住民や事業者等に身近な区市町村が実施する暑さ対策を促す取組について財政的な支援等を行い、広く社会に暑さ対策を定着させていく。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）
 ア 暑さ対策を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。
 (ア) 区市町村が、即時的に局所の暑さを緩和するため、打ち水イベントを実施すること。この場合においては、水の有効利用のため、雨水や風呂の残り湯など二次利用水を利用したものに限る。
 (イ) 個人又は団体が行う打ち水等の暑さ対策を支援すること。打ち水を実施する場合は、二次利用水の利用に努めるよう促すこと。
 (ウ) 区市町村又は地域に密着した団体が実施するイベント等において、微細ミストや日除け等、暑さ対策のための機器等をレンタルし、活用すること。
 イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
 ウ アの取組の内容を周知するとともに、暑さ対策推進に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞
 上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞
 令和 2 年度までの間で事業期間を設定

＜留意事項＞

(本事業の目標)
 49 程度の区市町村で取組を実施し、打ち水等の暑さ対策が定着

＜項目＞

資源循環対策における再資源化・適正処理の推進事業

＜事業の目的＞

区市町村が実施する水銀含有廃棄物等の分別回収の拡大及び薬剤師会、医療機関等在宅医療と関わりの深い団体等と連携した在宅医療廃棄物対策の支援等により廃棄物の適正処理を推進していく。また、国内金属資源循環利用の促進及び埋立処分量削減のため、不燃ごみや粗大ごみとして埋立処分されている使用済小型電子機器類の区市町村による再資源化事業を支援することにより、廃棄物の適正処理と希少資源の有効利用を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～「水銀に関する水俣条約」の目的達成に向けて都内全域で水銀対策を実施～

- ・ 今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会において、23区内から排出される廃蛍光灯等の埋立を2019年度末をもって終了することを確認し、各区では、埋立終了に向けた仕組み作りを行ってきたが、最終的な仕組みを確立できていない区がある。平成25年に水銀に関する水俣条約が採択されたことを受け、廃棄物処理法の政省令が改正され、水銀対策が進んできたが、清掃工場に搬入される廃蛍光灯がある等未だ改善の余地がある。

～全区市町村で効果的な小型電子機器リサイクルが発展・定着～

- ・ 人口と産業が集中する東京において使用済み小型電子機器のリサイクルは、レアメタルの再資源化だけでなく、付随する金属類・プラスチック類の再資源化による埋立処分量削減にも繋がる重要課題である。小型家電リサイクル法の施行や「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の実施により、多くの自治体のリサイクルに取り組むようになったが、全区市町村の実施までには至っておらず、効率的な回収方法、効果的な回収品目の設定により事業を行っている区市町村は多いとはいえない状況にある。

～効果的な在宅医療廃棄物の適正処理対策を展開～

- ・ 高齢化社会の進展と医療技術の進歩に伴い、医療行政としても推進されている在宅医療の実施件数は増加傾向にあるため、在宅医療廃棄物は引き続き増加すると推計されている。在宅医療廃棄物の処理責任について、国通知で、基本的に「一般廃棄物（市区町村事務）」としつつも、「薬剤師会や医療機関等と市町村とに分けた役割分担の提案」をしていることも、市町村と医療機関等との間で、処理責任の所在等を不明瞭なものとしている（薬剤師会のCSR的な自主的取組で開始された「使用済注射針の回収事業」も、今後の廃棄物の更なる増加を踏まえると、現状の維持ではコスト負担の面で限界がみえており、その他、在宅医療で利用される点滴袋などの非鋭利在宅医療廃棄物などの排出が更に増えてくることも予想されている。）

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

ア 資源循環対策における再資源化・適正処理の推進のための取組であって、水銀含有物の適正処理の推進、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）のリサイクルの推進又は在宅医療廃棄物の適正処理の推進に係る取組について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たすものを実施すること。

(ア) 水銀含有廃棄物の適正処理を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。

- ① 水銀含有廃棄物の適正処理に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。
- ② ①の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、水銀含有廃棄物の適正処理を実施するための計画を策定すること。
- ③ ①の取組の実施において、回収し、又は収集・運搬した水銀含有廃棄物については適正処理を行うこと。このうち、水銀含有廃棄物から回収した水銀については、埋立処分によらず、安全かつ安定的な処分をすること。
- ④ 必要に応じて、水銀含有廃棄物の適正処理に資する設備・機器の設置等を行うこと。

(イ) 小型電子機器等のリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。

- ① 小型電子機器等のリサイクル又は小型充電式電池単体の分別回収に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。
- ② ①の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した小型電子機器については、認定事業者（小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた者をいう。小型充電式電池にあつては、一般社団法人JBR C又は再資源化を行っている廃棄物処理業者等）に引き渡すこと。
- ③ ①の取組の結果を踏まえて、レアメタルその他の有用な金属の再資源化（小型家電リサイクル法第2条第3項に規定する再資源化をいう。（小型充電式電池を除く。））を前提とした小型電子機器等のリサイクルを実施するための計画を策定すること。なお、レアメタルその他有用な金属の効果的な循環利用を推進するため、あらかじめ都と調整の上、回収品目、回収鉱種等の条件を計画に設定すること。
- ④ 必要に応じて、小型電子機器等のリサイクルに資する設備・機器の設置等を行うこと。

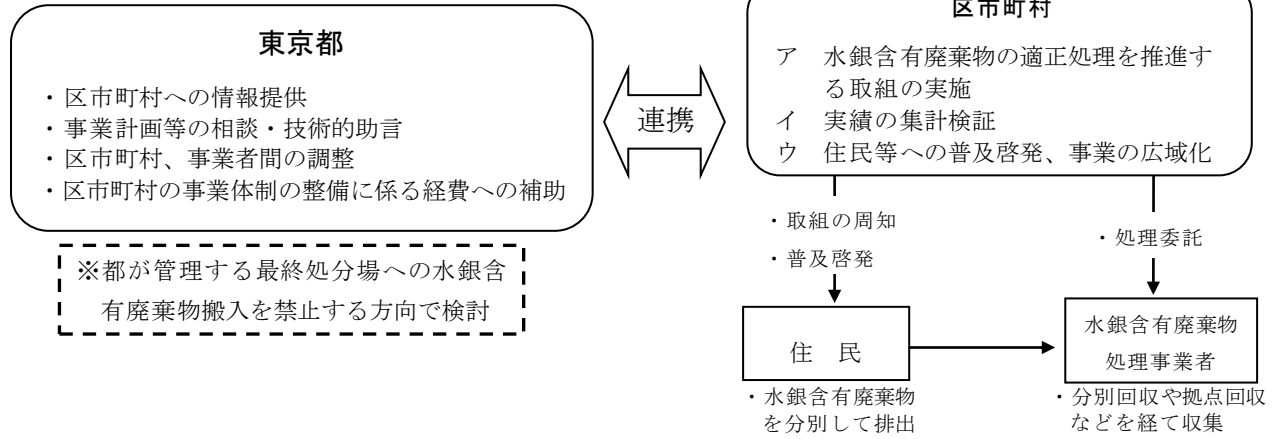
(ウ) 在宅医療廃棄物の適正処理を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。

- ① 地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のために、医療機関、薬剤師会その他民間団体等との連携により、在宅医療廃棄物の適正処理に係る調査、事業の実施その他の必要な取組を実施すること。
- ② ①の取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のための計画を策定すること。

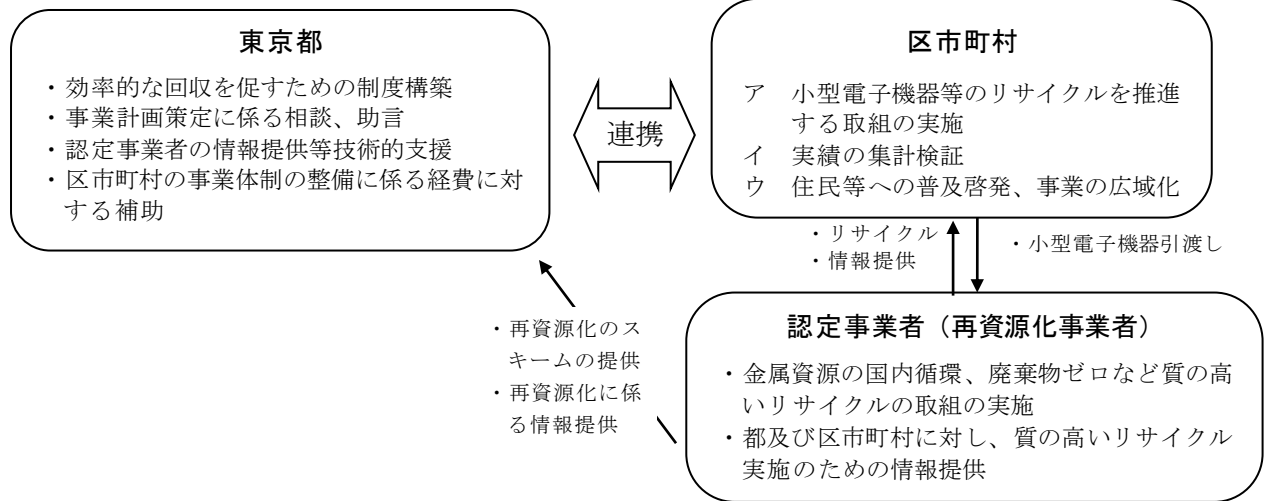
イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

ウ アの取組の内容を周知するとともに、資源循環対策における再資源化・適正処理の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

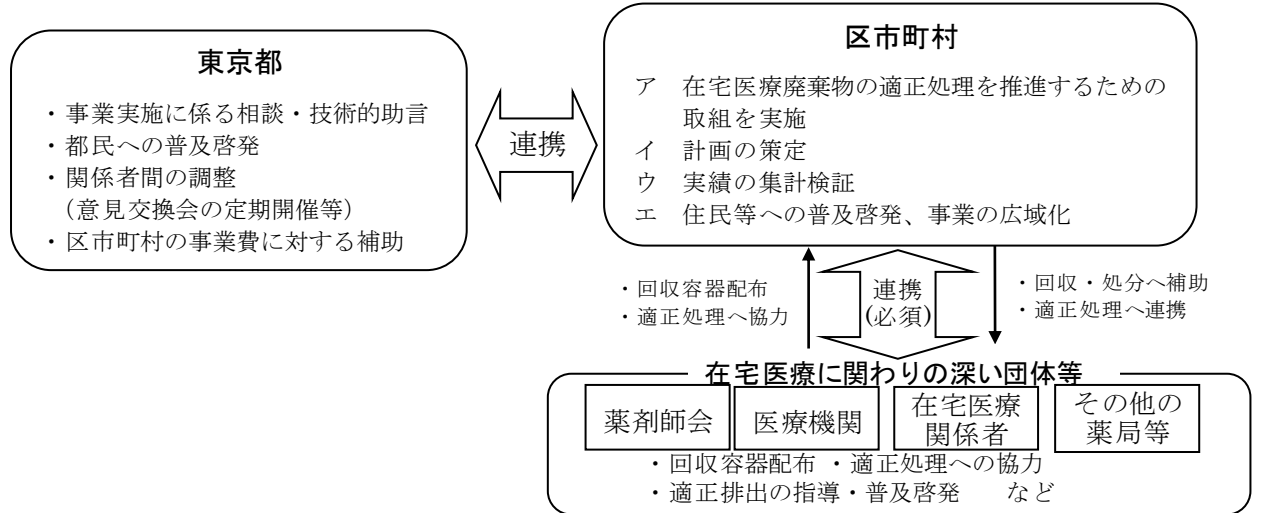
【水銀含有廃棄物の適正処理を推進する取組の事業スキームイメージ】



【金属資源循環利用のための小型電子機器等再資源化を促進する取組の事業スキームイメージ】



【在宅医療廃棄物の適正処理を促進する取組の事業スキームイメージ】



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金
 水銀含有廃棄物の適正処理の推進に係る取組及び小型電子機器等のリサイクルの推進に係る取組については工事請負費も対象
 （ただし、水銀含有廃棄物の適正処理の推進に係る取組及び小型電子機器等のリサイクルの推進に係る取組については、それぞれの取組に係る体制整備のために必要な経費に限る。）

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定（必要に応じて、在宅医療廃棄物の適正処理を促進する取組について、3年を超えて補助する場合は、体制整備に係る経費に限る。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。）

＜留意事項＞

（本事業の目標）

全区市町村で取組を実施し、水銀含有廃棄物の適正処理、小型電子機器等のリサイクルを推進するとともに、薬剤師会の支部がある区市町村で在宅医療廃棄物の適正処理を推進

＜項目＞

災害廃棄物処理計画の策定促進事業

＜事業の目的＞

区市町村による、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に必要な災害廃棄物処理計画の策定を支援することで、災害への対応力を向上させるとともに、発災後に求められる「災害廃棄物処理実行計画」の迅速な策定に資することで、東京全域の災害対応力の向上を図る。

＜都の取組の方向性＞

～『東京都環境基本計画』目標：首都直下型地震等の発災に備え、2020年までに災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築～

～『東京都資源循環・廃棄物処理計画』目標：災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築～

- 平成26年3月に環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定）において、地方公共団体は、本指針に基づき、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合を取りながら、災害廃棄物処理計画の作成を行うものとされている。
- 平成27年8月6日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を改正する法律（平成27年法律第58号）が施行され、非常災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）について、減量その他適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための事項等を都道府県廃棄物処理計画に規定することとなった。
- これらを受け、環境基本計画等において、災害廃棄物対応の目標をはじめ規定したところである。
- 災害廃棄物処理計画の策定は法令に直接の規定がなく、必ずしも、地方公共団体に策定義務を課しているものとは解されていないが、当該計画は、災害予防、応急対応、復旧復興の各災害のフェーズにおいて廃棄物担当部局が実施する事項とそのための方法を平時に定めるものであり、発災後に策定する災害廃棄物処理実行計画のたたき台としての役割も担うものである。
- 災害時といえども生活ごみやし尿を迅速に処理できなければ、都民の健康や生活環境に支障が生じることとなり、また、多量の発生が見込まれるがれき類を計画的に処理しなければ東京の復旧復興の妨げになることから、都は、災害廃棄物処理を第一義的に担う区市町村と緊密に連携して、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理していかなければならない。
- このことから、発災後、区市町村が生活ごみやし尿の処理を速やかに開始し、都民の健康及び生活環境を確保するとともに、実効性のある災害廃棄物処理実行計画を策定することで、がれき類の処理を計画的に進めることができるよう、都は、区市町村に対して地域の実情に応じた災害廃棄物処理計画の早期策定を促していく。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 環境省が策定した災害廃棄物対策指針に基づき、地域の実情を踏まえ、災害廃棄物処理計画又はその他の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための具体的な計画（以下「災害廃棄物処理計画等」という。）を策定する取組を実施すること。
- イ 必要に応じて、災害廃棄物処理計画等を円滑に運営するためのマニュアル等を策定する取組を実施すること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理計画等策定に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

災害廃棄物処理計画の策定促進

東京都

- 東京都災害廃棄物処理計画策定（平成28年）
- 区市町村への助言（都の計画及び施策、専門家による知見、国の動き等）
- 区市町村が実施する計画策定に係る経費の補助

連携

区市町村

- ア 地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理計画等の策定
- イ マニュアル等の策定
- ウ 住民等への普及啓発、事業の広域化

災害廃棄物処理計画等に基づく、
地域の実状に応じた災害廃棄物処理
体制の確保

関係主体の連携による
地域力の強化

＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

令和2年度までの間で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

全区市町村で災害廃棄物処理計画等を策定

＜項目＞

食品ロス・リサイクル対策の推進事業

＜事業の目的＞

「家庭や事業者に対する食品ロス削減対策」や「食品関連企業等単独又は複数の事業者で組織された団体と連携した事業系食品廃棄物対策」を行う区市町村の支援を図ることにより、食品ロスの削減・食品廃棄物のリサイクルを推進する。

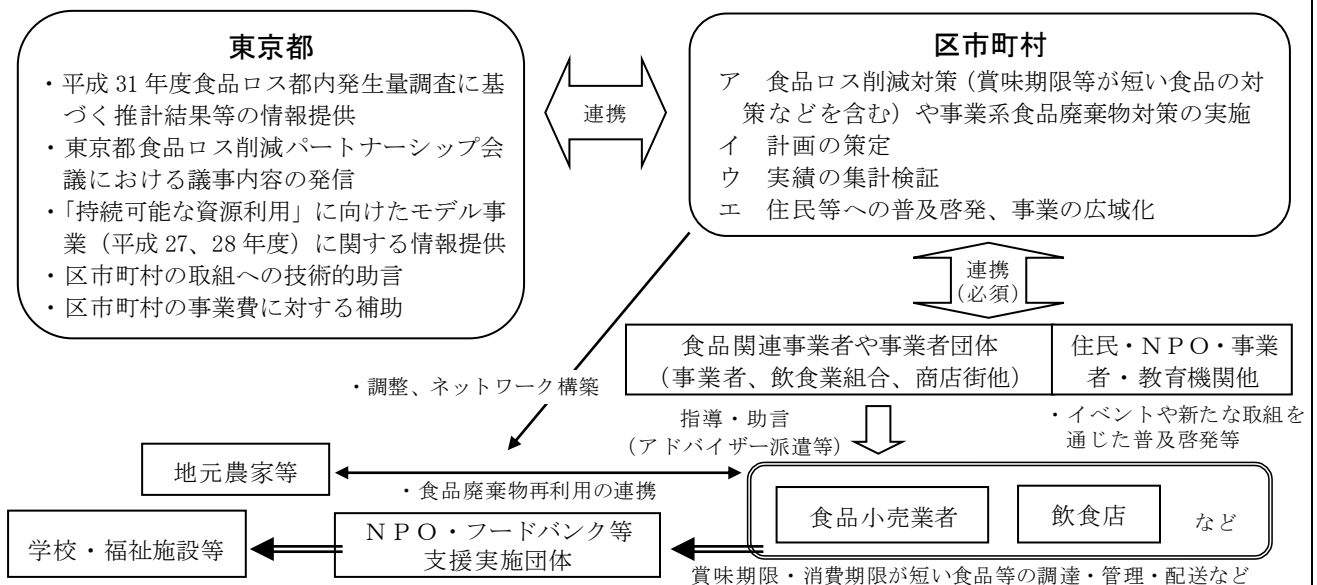
＜都の取組の方向性＞

～食品ロス対策の推進及び事業系食品廃棄物対策の実効性確保及び定着化～

- ・ 日本では643万トンのまだ食べられる食品が廃棄されているが（食品ロス）、これは1300万人すべての都民が1年間に食べる量に相当する。食品ロス（643万トン）は、約半分が事業者から、残りの半分が家庭から発生している。
- ・ 2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲット12.3においても、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。」としており、こうした世界的な課題でもある食品ロス対策に関し、その抜本的な取組強化とともに、食品廃棄物のリサイクル対策も併せて強化していく必要がある。
- ・ 食品小売業、外食産業からの食品廃棄物の排出量を削減するためには、数多く存在する事業所に対しきめ細やかな働きかけを行う必要があるが、そのためには都単独での事業展開には限界があり、家庭での食品ロス対策（普及啓発）を進めていくうえでも、地域に根差した区市町村との連携が不可欠である。
- ・ また、賞味期限が長い加工食品等と比べ、賞味期限・消費期限が短い食品については、再流通や寄贈を行う時間的な余裕がないことから、フードバンクやこども食堂等の地域単位での有効活用を促進する必要がある。
- ・ このことから、区市町村がすすめる地域特性を踏まえた食品ロス対策や効果的な事業系食品廃棄物対策事業に対し、情報面、財政面から支援を行うことで、都内における食品ロス・リサイクル対策を推進していく。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 食品ロス削減対策や事業系食品廃棄物対策を推進する取組であって、住民、事業者で組織される団体、NPO等（フードバンク、社会福祉団体を含む）との連携により、次の(7)又は(4)のいずれかの要件を満たすものを実施すること。
- (7) 家庭や事業者に対する食品ロスを削減する取組であって、次の①又は②のいずれかの要件を満たすものを実施すること。
- ① 一般廃棄物における家庭系及び事業系の食品ロスの実態に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。
 - ② 生活困窮者等向けに未利用食品の提供を行う団体の活動支援（食品の配送経費等）を行うこと。
- (4) 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
- ① 事業系食品廃棄物のリサイクル又は排出抑制に係る指導又は助言を実施すること。
 - ② 必要に応じて、事業系食品廃棄物のリサイクルに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。
- イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、食品ロスの削減又は食品廃棄物発生抑制及びリサイクルを実施するための計画を策定すること。
- ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～エの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

全区市町村での食品ロス対策及び食品廃棄物のリサイクルの推進・定着化

＜項目＞

地域と連携した街の清掃美化推進事業

＜事業の目的＞

都内では、町内会やNPOなどが地域の清掃活動等を実施し、街の清掃・美化に取り組んでいる。東京 2020 大会を契機として、訪日外国人が増加する中、東京の美しさや魅力を発信するためには、継続的な地域清掃活動等の清掃美化推進事業が重要となる。

＜都の取組の方向性＞

～「世界一の都市・東京」にふさわしい、来街者が気持ちよく過ごすことができる清新な都市空間の創出～

東京の「街の清潔感」を継続的に維持するためには、地域清掃活動団体と都内区市町村の密接な連携が重要となる。都として、区市町村における地域と連携した街の清掃美化推進事業への支援を実施することで、清潔できれいな東京の街づくりと、訪日外国人へ「おもてなしの心」を伝えていく。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする）

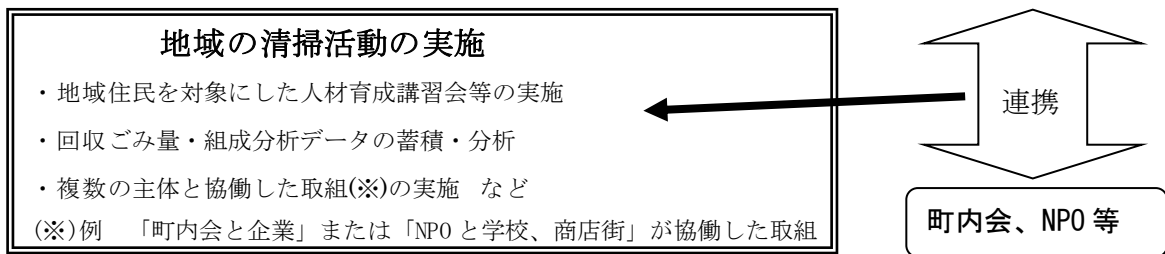
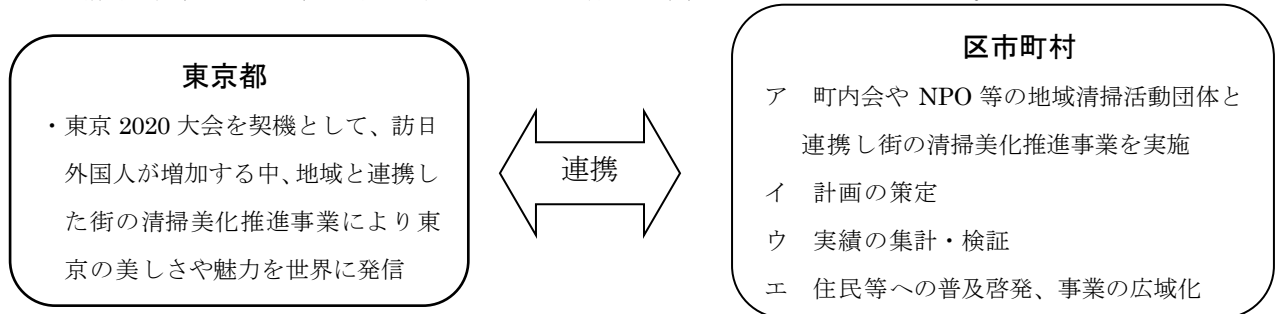
ア 町内会やNPO等の地域清掃活動団体と連携し地域の清掃活動を実施するとともに、街の清掃・美化の推進に資する、次のいずれかの取組を実施すること。

- (ア) 地域住民を対象とした人材育成講習会等の実施
- (イ) 回収ごみ量・組成分析データの蓄積・分析
- (ウ) 複数の主体と協働した取組の実施
- (エ) その他、街の清掃・美化の向上に資する必要な取組の実施

イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、地域と連携した街の清掃・美化に関する計画を策定すること。

ウ アの取組の実施による実績の集計・検証を行うこと。

エ 街の清掃・美化について住民等への普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～エの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3 年度以内で事業期間を設定

(必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、連携先の拡大や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は 1 年間とする。)

＜留意事項＞

- ・補助対象となる街の清掃美化推進事業は、年度内で複数回実施するものに限る。
- ・交付申請にあたっては、自治体内における各補助対象事業をとりまとめて、一つの事業とすること。

(本事業の目標)

30 程度の区市町村で取組を実施し、街の清掃美化活動を推進

<項目>

古紙問題対策事業

<事業の目的>

町会・自治会やマンション管理組合、古紙業界団体等との連携により、地域特性に応じた効果的な古紙の再資源化促進に取り組む区市町村を支援し、持続可能で健全な古紙のリサイクルシステムの構築を目指す。

<都の取組の方向性>

～一般廃棄物の再生利用率を2030年までに37%に～

- ・「戦略ビジョン」に掲げた、「一般廃棄物の再生利用率を2030年度までに37%」の実現に向け、容器包装廃棄物において、他の品目に比べ分別収集導入率が低い古紙について、区市町村のリサイクルの取組を支援していく。
- ・中国を始めとするアジア各国の廃棄物の輸入規制強化の影響により、国内の古紙の需給バランスが崩れ、市況が不安定な状況が続いている。古紙価格の急激な下落により、古紙回収業者が集団回収事業から撤退するケースが発生しており、リサイクルシステムを維持できない事態が懸念されているため、集団回収を維持する取組を支援していく。
- ・また、条例等の制定により規制が強化されてきた古紙の持ち去りについても、いまだ根絶には至っていないことから、区市町村の取組を引き続き支援していく。

<補助事業の内容と事業スキームイメージ>（以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする）

ア 古紙の再資源化促進に向けた取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。

(ア) 地域のリサイクルシステムを維持できない事態が発生した場合、集団回収を維持するための取組（区市町村と古紙業界団体等と連携して既に集団回収を行っている地域団体が、古紙回収業者等に古紙を引き渡す際に逆有償（手数料の支払いが発生）になった場合、区市町村が引取手数料の補填を行う取組）を実施すること。

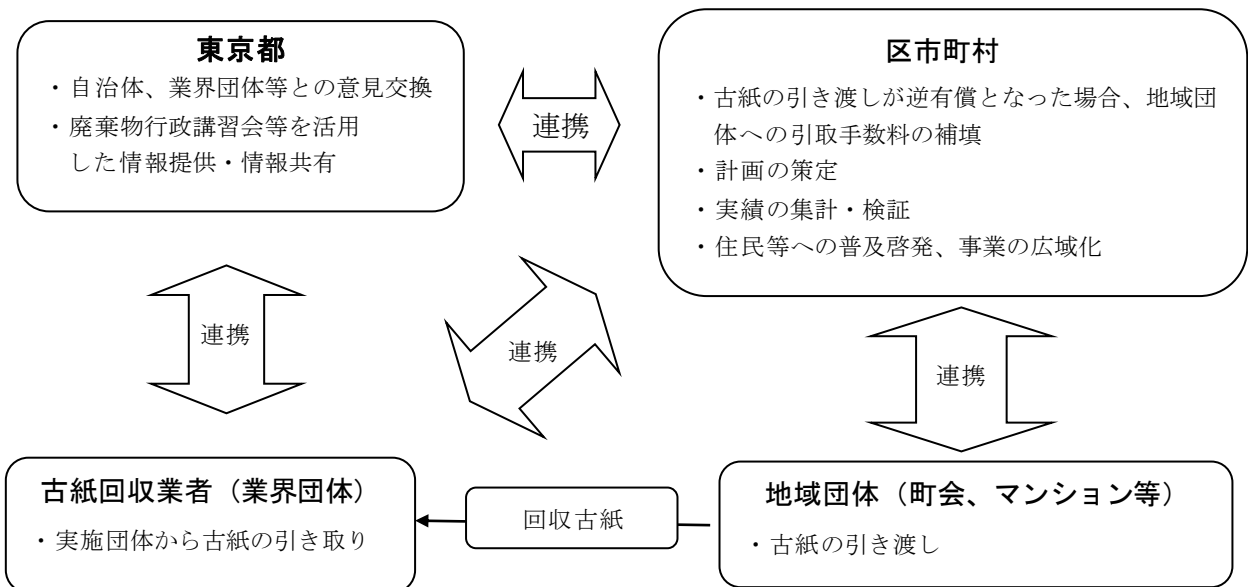
(イ) 事業者で組織される団体、町会、自治会、近隣区市町村、その他民間団体等との連携により、地域における古紙の持ち去り行為の根絶に向けた調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。

イ ア(ア)の取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえ、地域における古紙の再資源化促進に向けた計画を策定すること。

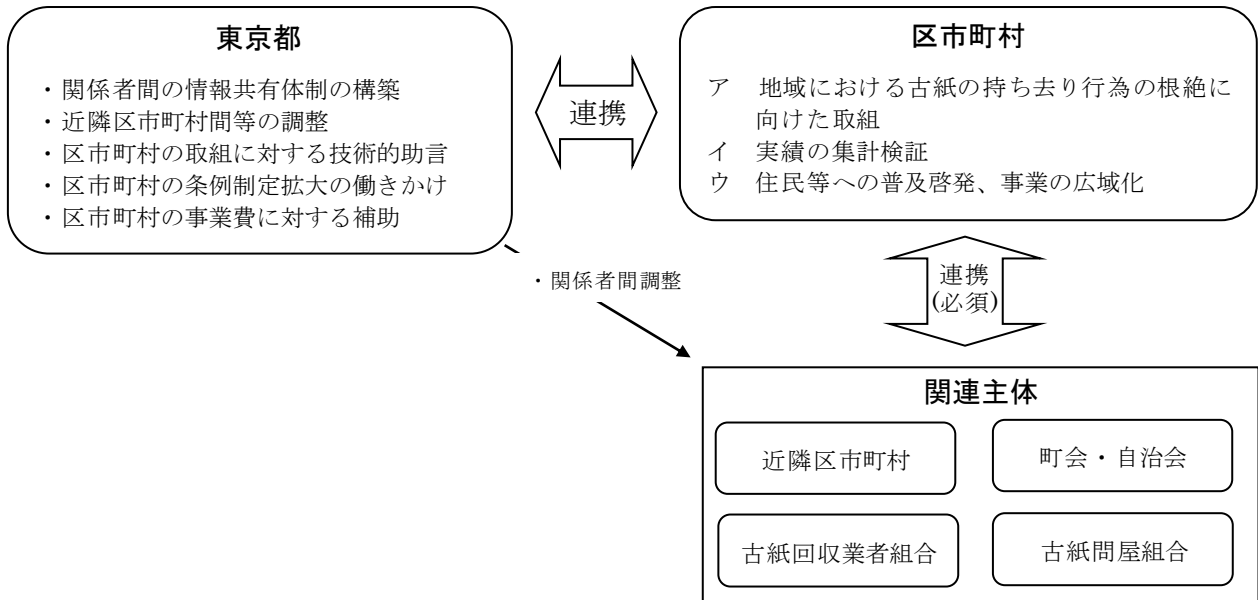
ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。

エ アの取組の内容を周知するとともに、地域における古紙の再資源化促進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

【集団回収事業を維持する取組の事業スキームイメージ】



【古紙持ち去り問題対策における取組の事業スキームイメージ】



<補助対象経費>

上記補助事業の内容のア～エの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

【補助対象経費の上限】

1自治体あたり5,000千円（複数事業を実施でも同額）

<補助期間>

3年度以内で事業期間を設定（必要に応じて、古紙持ち去り問題対策における取組について、3年を超えて補助する場合は、体制整備に係る経費に限る。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。）

<留意事項>

・古紙持ち去り問題対策における取組の場合、通常業務として実施されているパトロール経費は補助対象外とする。

（本事業の目標）

持続可能で健全な古紙のリサイクルシステムの構築

＜項目＞

生物多様性保全のための計画策定又は生物基礎情報調査事業

＜事業の目的＞

区市町村による、地域の自然環境や保全活動等の状況に応じた生物多様性保全のための計画策定又は地域の動植物種分布や動向、動植物の良好な生息生育環境等の自然環境情報の収集・整理を支援することで、地域の生物多様性保全につながるきめ細かな取組を都内全域で促進する。

＜都の取組の方向性＞

- ～『緑施策の新展開』：生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる～
- ～『緑施策の新展開』：都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している～
- ・ 人類の存続の基盤である生物多様性は、開発等による緑の減少、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。
- ・ 生物資源を大量に消費する大都市の使命としてこれら生物多様性の危機等に対応するため、東京都は平成 24 年 5 月に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、生物多様性保全に向けた基本的な施策の方向性を示した。また、平成 25 年 11 月に「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を策定し、特定外来生物であるアライグマ等の都内における防除指針を明らかにするとともに、東京都の保護上重要な野生生物（東京都版レッドリスト）の作成、保全地域の指定、各種外来種対策を進めてきた。
- ・ 生物多様性の状況は地域ごとに大きく異なることから、その保全のためには地域全体での継続的な取組が効果的であり、都の方針策定を契機に、区市町村の地域特性に応じた生物多様性保全の取組を迅速に促進する必要がある。
- ・ このことから、地域における継続的な活動の要となる区市町村の生物多様性保全のための計画策定又は動植物の基礎情報調査を支援することで、地域に密着した継続的な生物多様性保全活動を促し、人と自然が共生できる緑豊かな都市東京の実現を目指していく。

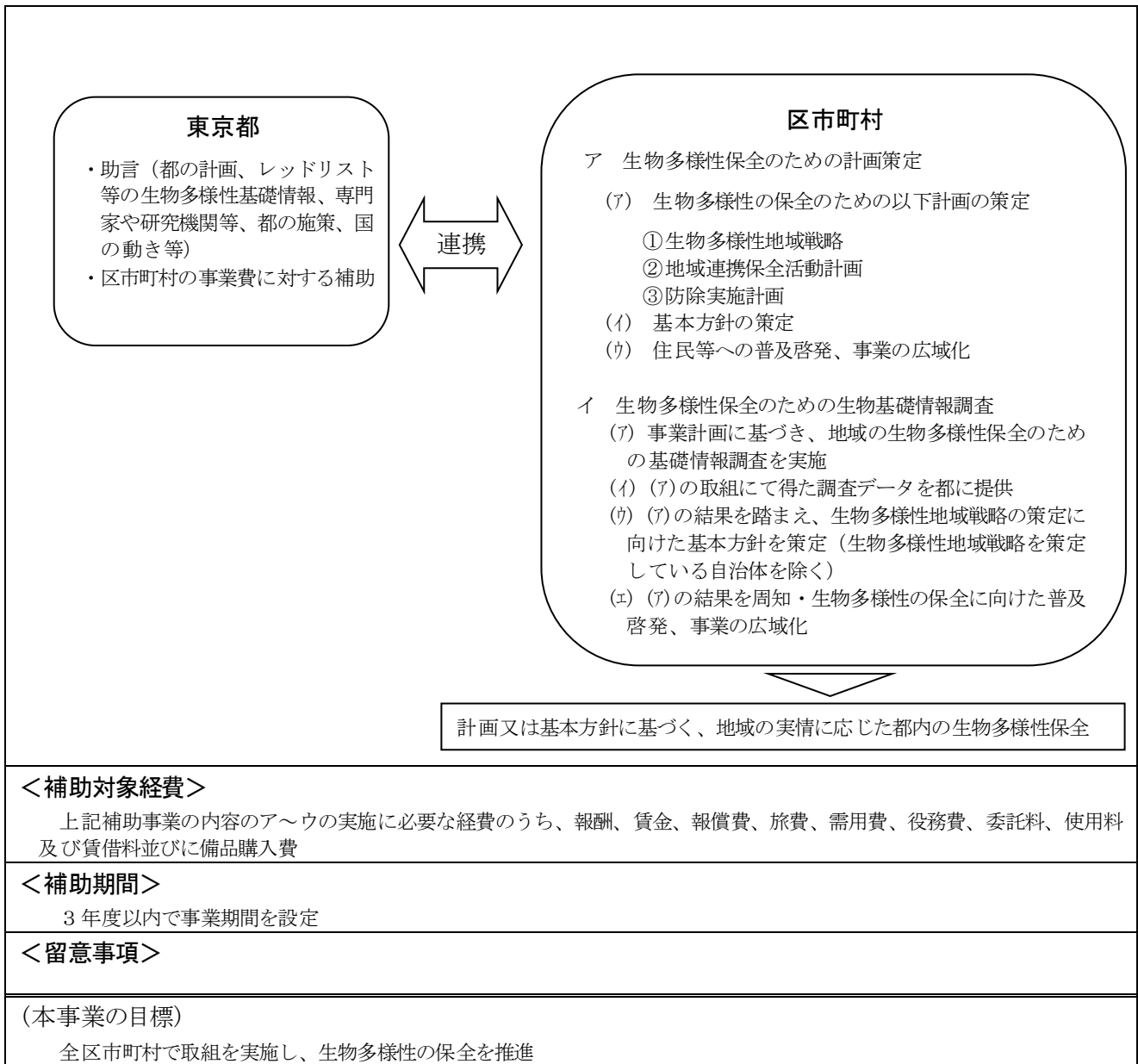
＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞(以下のア又はイの取組を実施する場合に補助対象とする)

ア 以下の(ア)～(イ)全てを実施する場合に補助対象とする

- (ア) 生物多様性の保全のための計画であって、次のいずれかに該当するものを策定する取組を実施すること。
- ① 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略（以下「生物多様性地域戦略」という。）
 - ② 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）
 - ③ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）
- (イ) 地域連携保全活動計画又は防除実施計画を策定する取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。
- (イ) (ア)の取組の内容を周知するとともに、各区市町村の生物多様性の保全に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。

イ 以下の(ア)～(イ)全てを実施する場合に補助対象とする

- (ア)生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略又は目的、区域、期間、地域の生物情報の収集整理とその活用等の定めがある計画等であつて知事が適当と認めるものに基づき、次の①～③のいずれかの地域の生物多様性保全のために必要な基礎情報調査を実施すること。
- ① 自治体の区域内における生物調査
 - ・ 植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、甲殻類、その他の分類群から選択して実施
 - ② 特定地点等における継続調査
 - ・ 河川における生物調査等
 - ③ 植生調査や良好な自然環境の残る地域の調査
- (イ) (ア)の取組にて得た調査データを都に提供すること。
- (イ) (ア)の調査結果を踏まえて、取組の実施開始から 3 年度以内に生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。
- (イ) (ア)の取組の結果を周知するとともに、生物多様性の保全に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜項目＞

外来種の積極的防除事業

＜事業の目的＞

区市町村が地域住民等の協力を得ながら計画的に実施する外来種対策の取組を支援することで、地域固有の生態系又は人の生命・身体に悪影響を与える外来種の効果的な防除を都内全域で促進する。

＜都の取組の方向性＞

～『緑施策の新展開』：生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる～

- ・ 外来種は、既に広く都内に分布し、その影響は、本土部におけるアライグマによるトウキョウサンショウウオの食害に代表されるように、地域固有の生態系に対する大きな脅威となっており、これにより生じる被害を防止する必要がある。
- ・ 加えて、平成 26 年 9 月には、有毒の特定外来生物であるセアカゴケグモが東京で初めて発見されるなど、人的被害を防ぐ面からも、危険な特定外来生物への対応が一層求められる状況にある。
- ・ こうした外来種の生息状況や被害状況に応じた効果的な防除を実施するには、都単独での事業展開には限界があり、地域レベルでの取組との連携が欠かせない。
- ・ また、行政区域を越えて広範に移動・拡散する外来種への対策は、早期に防除の取組を開始するとともに、一部の地域だけでなく、都内全域で取り組んでいくことが重要である。
- ・ そこで、都が防除体制構築を進めるとともに、地域の事情に精通した地域住民等と連携して外来種防除事業を進める区市町村に対し技術面・情報面・財政面で支援していくことで、早期に都内全域で効果的な防除事業を定着させることを目指す。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～オ全てを実施する場合に補助対象とする）

ア 下記（ア）、（イ）のいずれかに該当する取組を実施すること。

（ア） 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）若しくは地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）又は目的、区域、期間、取組内容等の定めがある防除計画であって知事が適当と認めるもの（以下「知事が適当と認める防除計画」という。）に基づき、地域住民と連携して、各区市町村の区域内における外来種の捕獲、採取、殺処分その他の防除の取組を実施すること。

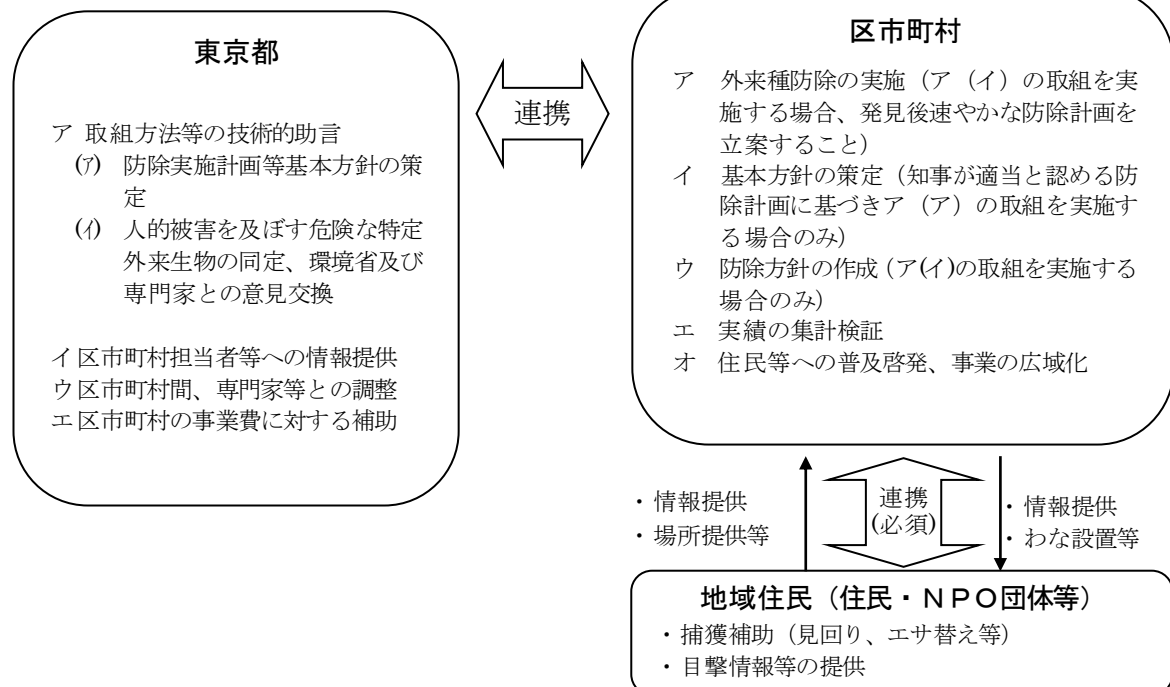
（イ） 人の生命及び身体に被害を及ぼすものとして都が掲げる種名等(亜種又は変種を含む。)に属する特定外来生物について、目的、区域、期間、対象種の早急な根絶に向けた取組内容等の定めがある防除計画を策定すること。防除計画に基づき、捕獲、採取、殺処分その他防除の取組を実施すること。

イ 知事が適当と認める防除計画に基づき、アの取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。

ウ ア(イ)の取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえ、防除計画で定める区域における対象種の根絶を前提とした補助事業完了後の防除方針を作成すること。ただし、補助事業が完了するときまでに対象種の根絶が確認されている場合を除く。

エ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

オ アの取組の内容を周知するとともに、外来種の防除を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



<補助対象経費>

上記補助事業の内容のア～エの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

<補助期間>

3年度以内で事業期間を設定

(必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、近隣区市町村との連携や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。)

<留意事項>

ア 補助対象ア(ア)における防除実施計画には、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に同意することも含まれるとする。

イ 付表2（実施要綱付表2）の右欄に掲げる危険な特定外来生物は、キョクトウサソリ科の全種、*Atrax* 属の全種（ジョウゴグモ科の1属）、*Hadronyche* 属の全種（ジョウゴグモ科の1属）、*L. reclusa*（イトグモ科の1種）、*L. laeta*（イトグモ科の1種）、*L. gaucho*（イトグモ科の1種）、ゴケグモ属の全種（ハイイロゴケグモ及びセアカゴケグモを含む）、ヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ、ツマアカスズメバチの種に属する生物とする。

(本事業の目標)

50程度の区市町村で取組を実施し、外来種の防除事業を推進

＜項目＞

ICT技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業

＜事業の目的＞

利用手続が簡便で通勤や業務、観光など多様な目的で自転車が共同利用される仕組みである自転車シェアリングについて、区市町村の円滑な事業実施を支援し取組を後押しするとともに、区市町村間の連携を促進することで広域的な普及を図る。

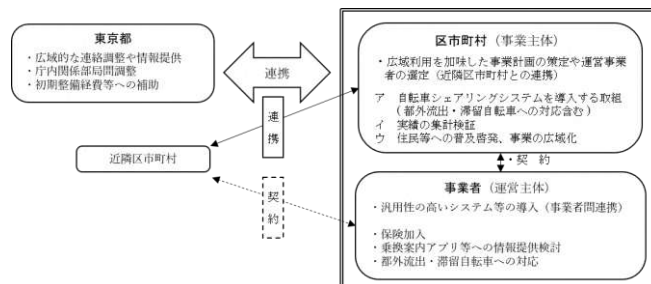
＜都の取組の方向性＞

～2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比38%削減～

- ・ 運輸部門の温室効果ガス排出量は都内全体の総排出量の約2割を占め、そのうち約8割が自動車に起因するものとなっているため次世代自動車の大量普及を進めるとともに、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換、定着を図っていく必要がある。
- ・ 自転車シェアリングは地域における新たな公共交通機関として安価な利用料金で供する一方で、ハード整備に一定規模の費用を要することから収支を圧迫するなど、事業採算面での課題があり区市町村での取組が進展しない。
- ・ また、自転車利用に即した行政区域を越える利用環境を確保するには、都と区市町村並びに区市町村間での連携により、汎用性のある機器類で運用されることが重要である。
- ・ 今後のより一層の普及にあたっては、2020年に向け増加が見込まれる国内外からの来訪者が、より簡便に利用できる環境整備を進めていく必要がある。
- ・ 更には、利用が促進されることを踏まえ、自転車の安全利用に向けた普及啓発の取組を推進していく必要がある。
- ・ このことから、区市町村に対する技術面・情報面での支援に加え財政的な支援を実施することで、地域の実情に応じた区市町村間の連携を促進し、自転車シェアリングの広域的な普及を図る。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 自転車シェアリングシステムを導入する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
- （ア） 自転車シェアリングシステムの導入に係る計画の策定、調査又は事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。
 - （イ） 導入する自転車シェアリングシステムは、他の区市町村との連携による相互利用が可能な汎用性の高いものであり、かつ、解錠、個人認証等の管理については、交通系ICカード、スマートフォン等を用いて簡便に自転車を利用できる方式を採用すること。
 - （ウ） 海外からの来訪者でも容易に利用できるような環境整備（多言語対応）を行うこと。
 - （エ） 必要に応じて、歩行者の安全対策、放置自転車の誘発防止対策、利用者に対する自転車のルール・マナーの普及啓発など、自転車シェアリング運営事業者ではなく区市町村が地域の行政課題として対応するべき取組を実施すること。
 - （オ） 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成25年東京都条例第14号）が令和元年9月に改正されたことを踏まえ、自転車シェアリングの運営事業者が自転車損害賠償保険等に加入していること。
 - （カ） より便利な交通サービスを提供するというMaaSの考えを踏まえ、乗換案内アプリ等への情報提供を検討すること。
 - （キ） 都外自治体に自転車が流出・滞留した際に、都の補助金であることを踏まえ、運用上の一定の対応（定期的に自転車を都内に再配置する等）を行うこと。
- イ アの取組によるエネルギー消費量等及びCO₂排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、自転車シェアリングに係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金（ただし、システム開発費、自転車シェアリング設備の設置工事に係る経費を除く。）

【補助対象経費の上限】

- ソフト事業（計画策定・安全利用普及啓発等） … 10,000千円
- ハード事業（設備） … 100,000千円（合算）
- ハード事業（安全対策等）

＜補助期間＞

3年度以内（実証期間を含め、4年以内の本格導入を見込む）

（必要に応じて、3年を超えて補助する場合は、体制整備に係る経費に限る。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。）

＜留意事項＞

- ・ 補助対象のうち減価償却資産については、法定耐用年数の期間の経過前に、事業の継続が困難となった場合は耐用年数に応じ補助金を返還すること。
- ・ 本格導入を見込まない社会実験等は対象外とする。

（本事業の目標）

地域特性に応じた広域的な自転車シェアリングの導入を推進

＜項目＞

地産地消型再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業

＜事業の目的＞

系統負荷の軽減や地域防災力の向上にも資する自家消費型の再生可能エネルギーの導入を拡大するため、普及に取り組む区市町村を支援することで、再生可能エネルギー利用を推進する。

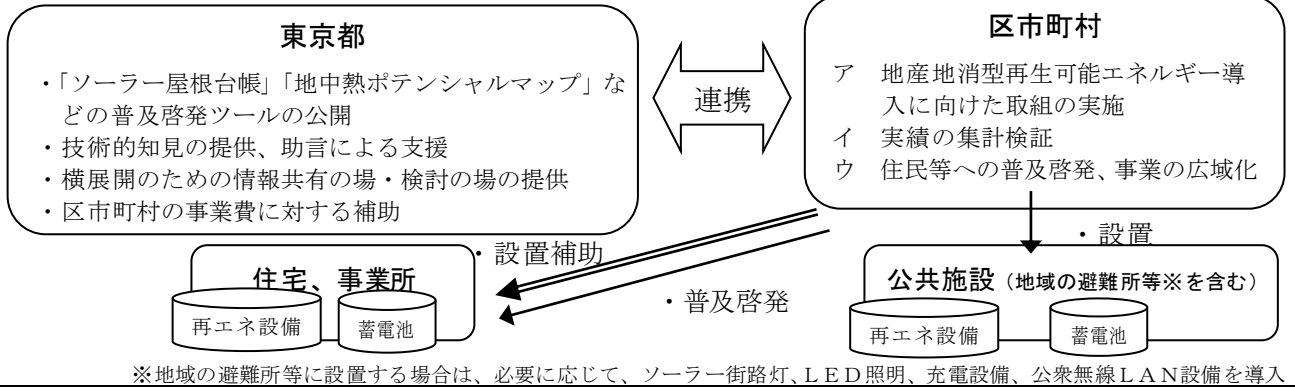
＜都の取組の方向性＞

～2024年までに都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を20%程度にまで高める～

- 電力・エネルギーの大消費地東京において、都市の持続可能性を高めるため、再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要である。
- 都はこれまで太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に進めてきたが、様々な地理的条件を有する東京において、地域ごとに様々な再生可能エネルギー導入ポテンシャルが存在する。
- これらを積極的に活用し、都内の多種多様な再生可能エネルギーの普及を一層推進していくためには、地域に密接した自治体である区市町村による取組を支援することが重要である。
- 再生可能エネルギーの普及に当たっては、固定価格買取制度（FIT）によるだけでなく、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する自家消費型の再生可能エネルギーの拡大も必要である。地産地消型の再生可能エネルギーの導入を支援することにより地域の特性を踏まえた普及拡大が促される。
- また、太陽光発電以外の再エネ（風力、バイオマス、小水力等）や太陽熱、地中熱といった再生可能エネルギー熱の都内導入は少なく、認知度の低さ等が課題となっていることから区市町村と連携した情報発信や普及啓発を進める必要がある。
- このことから、区市町村が実施する地域特性に応じた地産地消型の再生可能エネルギーの導入促進及び普及啓発事業を支援することで、持続可能で低炭素な自立・分散型エネルギーの普及拡大を目指す。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 区市町村が実施する地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
- (7) (1)から(7)までのいずれかの再生可能エネルギーについて、①～④のいずれかの取組を実施すること。
- 太陽光発電・太陽熱利用(2)地中熱利用(3)間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用(4)小水力発電(5)小型風力発電(6)温度差熱利用(7)地熱発電(温泉利用)
 - 地産地消型再生可能エネルギー設備を公共施設等（地域の防災拠点及び避難所等(区市町村が協定を結んだ民間施設等。以下同じ。)を含む。)に導入する取組を実施すること（近隣に再生可能エネルギー設備を設置し自営線を用いて自家消費することを含む。）。
 - 地産地消型再生可能エネルギー設備の導入を補助する取組を実施すること。
 - (1)太陽光発電・太陽熱利用(2)地中熱利用について、ソーラー屋根台帳及び地中熱ポテンシャルマップのデータを活用した取組を実施すること。
 - (3)間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用について、各区市町村の区域内外での木質バイオマスの流通を推進する仕組みを構築すること。
- (イ) ア(7)①及び②については、必要に応じて、当該再生可能エネルギー発電設備と同時に蓄電池の設置を行うこと（既設再生可能エネルギー発電設備への設置も含む。）。なお、「地域の防災拠点及び避難所等」へ太陽光発電又は風力発電を導入する場合は蓄電池についても導入するとともに、必要に応じて、太陽光発電設備と蓄電池が一体となったLED街路灯（ソーラー街路灯）、LED屋内照明、携帯電話等の充電設備及び公衆無線LAN設備を導入すること。
- (ウ) ア(7)①を実施するに当たっては、事前に実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと（既に実施している場合を除く。）。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、地産地消型再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

(ただし、間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用及び小水力発電については、あらかじめ事業全体のスケジュール及び各年度の事業計画を設定した上で、事業完了までを補助期間とする。必要に応じて、ソーラー屋根台帳を活用した普及促進事業について3年を超えて補助する場合は、連携先の拡大や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。)

＜留意事項＞

- 地中熱利用については、原則として地下水を汲み上げる方式のものは対象としない（島嶼部を除く。）。
- (1)太陽光発電・太陽熱利用(2)地中熱利用にかかる取組を実施した場合は、ソーラー屋根台帳及び地中熱ポテンシャルマップのデータを活用した普及啓発を実施すること。

(本事業の目標)

20程度の区市町村で取組を実施し、地産地消型再生可能エネルギーの普及促進を図る

＜項目＞

島しょ地域における再生可能エネルギー利用の促進事業

＜事業の目的＞

島しょ地域における地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用促進に取り組む町村の支援を図ることにより、再生可能エネルギー利用の普及拡大を推進する。

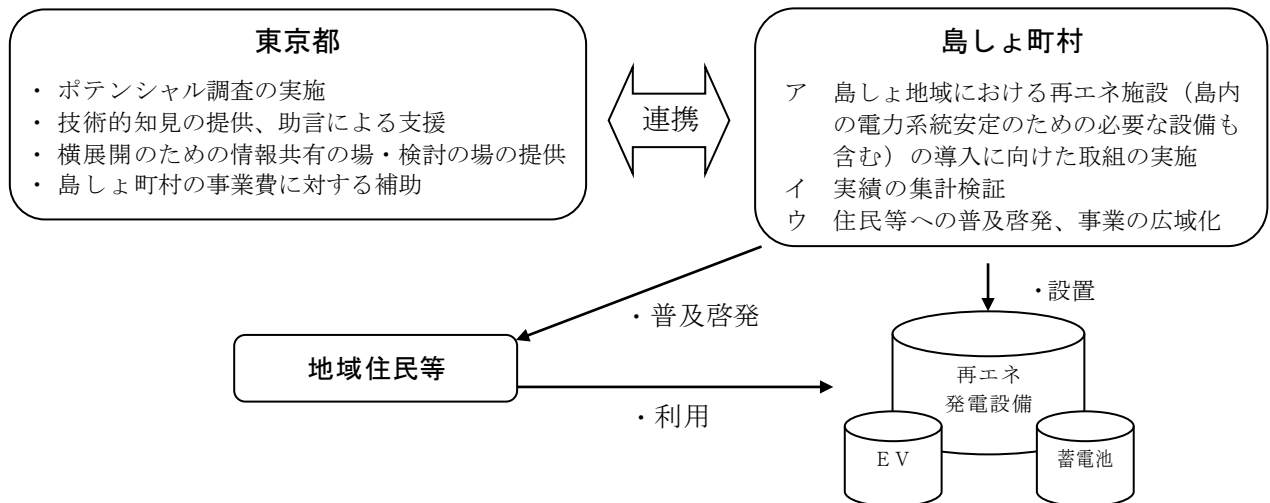
＜都の取組の方向性＞

～2024年までに都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を20%程度にまで高める～

- 電力・エネルギーの大消費地東京において、都市の持続可能性を高めるため、再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要である。
- 都はこれまで太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に進めてきたが、様々な地理的条件を有する東京において、地域ごとに様々な再生可能エネルギー導入ポテンシャルが存在する。
- これらを積極的に活用し、都内の多種多様な再生可能エネルギーの普及を一層推進していくためには、地域に密接した自治体である区市町村による取組を支援することが重要である。
- 周囲を海に囲まれ、豊かな自然環境を有する島しょ地域においては、太陽エネルギー、風力のみならず、木質バイオマス、波力、地熱など地域特性に応じた多様な再生可能エネルギーの活用が期待できる。
- また、電力系統が島内で完結しており、エネルギー供給を内地からの化石燃料の船舶輸送に頼っている島しょ地域においてエネルギーの自給率を高めることは、化石燃料由来のエネルギー消費量の大幅な削減に加えて、地域防災力の強化にも繋がる。
- このことから、島しょ町村が実施する地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入促進事業を支援することで、持続可能で低炭素な自立・分散型エネルギーの普及拡大を目指す。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 島しょ地域において、環境確保条例第2条第4号の3に規定するエネルギー（以下、「再生可能エネルギー」という。）の利用を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
- (7) 必要に応じて、再生可能エネルギーの利用に資する、また島内の電力系統の安定のために必要な設備・機器の設置等を行うこと。
- (イ) 再生可能エネルギーの利用に係る各町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと（既に実施している場合を除く。）。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、島しょ地域における再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及交付金

＜補助期間＞

あらかじめ事業全体のスケジュール及び各年度の事業計画を設定した上で、事業完了までを補助期間とする。

＜留意事項＞

- 「島内の電力系統の安定のために必要な設備・機器」は、再エネ発電設備と一体で導入する蓄電池、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び充電設備とする。
- 固定価格買取制度（FIT）を活用する発電設備の導入費用については補助対象外とする。

（本事業の目標）

5程度の町村で取組を実施し、再エネ利用促進事業を推進

<項目>

島しょ地域における ZEV 普及促進事業

<事業の目的>

島しょ地域の実態に即した ZEV 普及策を講じる自治体に対し、経費を一部補助することで、島しょでの ZEV の普及促進を図る。

※ZEV…ゼロエミッションビークル。走行時*に CO2 等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・燃料電池自動車(FCV)のこと (乗用車に加え、バスや貨物車、バイクを含む) PHVは EV モードによる走行時

<都の取組の方向性>

～2030 年までに都内乗用車新車販売台数に占める ZEV の割合を 50%まで高める～

- ・都では ZEV の普及を図るため、新車を対象とした助成金事業を実施するなど、ZEV 普及に向けた各種支援策を展開しているが、島しょ地域では、中古車の流通が主であり、新車を対象としている既存の助成金事業では支援が十分ではない。
- ・一方、平成 30 年度の島しょ地域における EV 普及モデル事業において協力いただいたモニター事業者から、EV の使い勝手や経済性の評価について肯定的な意見が大半を占め、島しょ地域での EV・PHV の普及可能性は十分にあると評価できた。
- ・そこで、島しょ地域の特性に応じた ZEV 普及施策を実施する島しょ地域の自治体を都が後押しすることで、島しょ地域での ZEV 普及を図る。

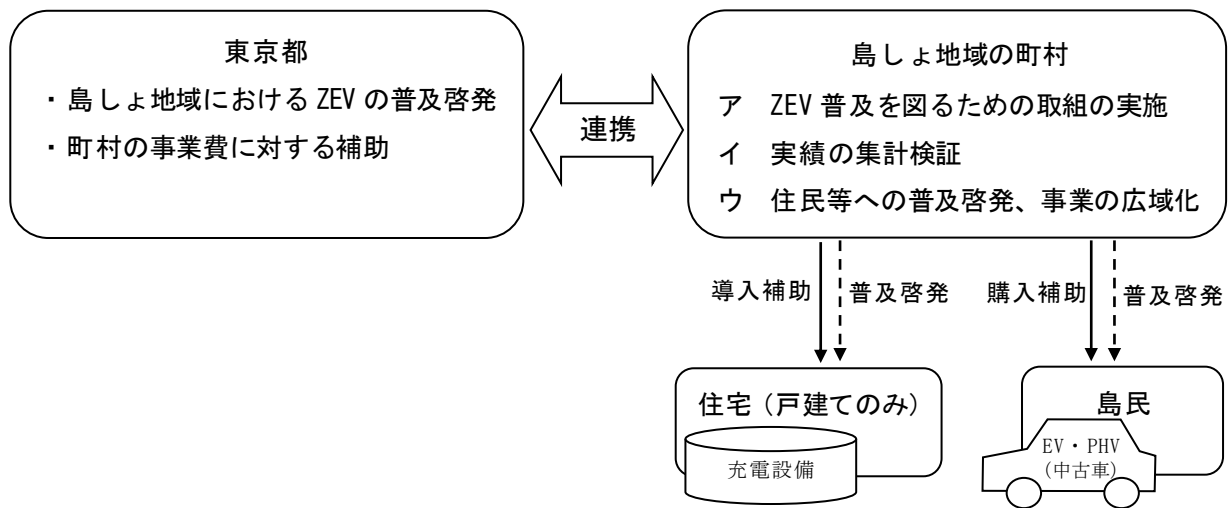
<補助の内容と事業スキームイメージ> (以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする)

ア 島しょ地域の町村が ZEV 普及を図るための取組であって、次に掲げる要件のいずれかの要件を満たすものを実施すること。

- (ア) 中古車の EV・PHV を導入する島民に対して、車両の購入に要する経費の一部を補助する取組を実施すること
- (イ) 戸建て(集合住宅を除く)の島民向けに充電設備の導入に要する経費(設備購入費、設置工事費)の一部を補助する取組を実施すること
- (ウ) ZEV 普及に係る普及啓発経費

イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと

ウ アの取組の内容を周知するとともに、ZEV に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



<補助対象経費>

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

<補助期間>

3 年度以内で事業期間を設定

<留意事項>

- ・ア(1)の車両は、経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助対象であること。また、転売を防ぐため、同一車への補助は一度限りとする。
- ・ア(2)の充電設備は、経済産業省の電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金の補助対象であることとする。
- ・都の別の補助金との併用はできないものとする。

(本事業の目標)

2 程度の町村で取組を実施し、ZEV の導入拡大を推進

＜項目＞

地域協議会と連携した自然公園の魅力向上事業

＜事業の目的＞

都内自然公園エリアに存する市町村が地域の多様な主体と連携して実施する自然公園の課題解決に向けた取組を支援することで、自然環境の保護と利用の両立を図るとともに、誰もが安全で快適に利用できる環境整備を促進する。

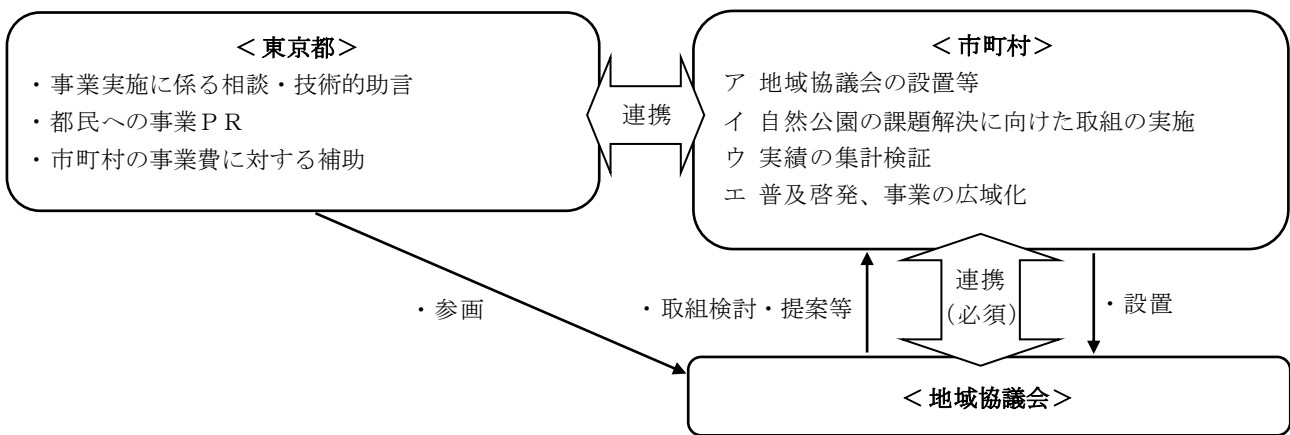
＜都の取組の方向性＞

～『東京の自然公園ビジョン』：自然公園の持つ魅力を更に拡充し、豊かな自然環境を適切に保全しながら利用を促進することで、国内外の多くの方々はその素晴らしさを体感いただける自然公園を実現する～

- ・自然公園では、これまでのハイキングやキャンプ等の利用に加え、トレイルランニングなど、自然の楽しみ方の幅が近年大きく広がっている。また、都心部に近く気軽に自然に触れられる場所として海外からの来訪者も増加している。
- ・今後、利用形態や利用者層の多様化は一層進むと考えられることから、こうした変化に伴う新たな課題等に対応した取組を拡充し、誰もが安全で快適に利用できる環境を整備することが重要である。
- ・一方で、日本の自然公園は、土地の所有にかかわらず指定を行う「地域制自然公園制度」を採用しているため、その域内には土地所有者、事業者など様々な関係者が存在している。
- ・そのため、地域の多様な関係者と目指すべき姿や将来目標、推進すべき方向性について共通認識を持ち、協働により取組を進めていくことが必要不可欠である。
- ・このことから、土地所有者、住民、事業者、民間団体、自治体など、地域の多様な主体と連携し、地域に生じた課題の解決を図ることで自然公園の魅力向上に取り組む市町村を支援し、誰もが安全で快適に利用できる自然公園を実現する。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 市町村が主体となって地域の関係者を構成員とする地域協議会等を新たに組織する、又は既に組織された当該市町村が構成員に含まれる地域協議会等と連携すること。なお、地域協議会とは、地域の課題解決・魅力向上等を目的として地域の関係者で組織されたものであって、設置にあたり規約や要綱等を定めているものをいう。
- イ 自然公園が抱える課題のうち、次に掲げる課題の解決に資する取組について、アの協議会で企画・検討し、合意を得た事業を実施すること。
 - (ア) 自然公園の魅力や認知度の向上
 - (イ) 外国人や障害者など多様な自然公園利用者の受入環境整備
 - (ウ) 自然公園施設・設備等の設置・改修等
- ウ イの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- エ イの取組の内容を周知するとともに、自然公園の魅力向上に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～エの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定
 （必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、連携先の拡大や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は1年間とする。）

＜留意事項＞

（本事業の目標）

都内自然公園エリアに存する全ての市町村で取組を実施

＜項目＞

樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業

＜事業の目的＞

地域連携保全活動計画等に基づき実施する、区市町村が地域における多様な主体と連携して行う生物多様性保全の取組を支援することで、自然地や水辺などの動植物の生息・生育場所の保全、希少種などの種の保全を促進する。

＜都の取組の方向性＞

- ～『緑施策の新展開』：生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる～
- ～『緑施策の新展開』：都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している～
- ・ 東京には、原生的な自然だけでなく、里山や樹林地（防風林、屋敷林、動植物の生息・生育環境として自然環境上保全すべきものを含む）、湧水や水路など地域特有の生物の生息・生育の場として重要な機能を果たす自然が点在しているが、人の働きかけ不足などにより、雑木林の荒廃・湧水の枯渇等を招き、キンラン・エビネ・ニホンアマガエル等これまで生息・生育してきた動植物が姿を消しつつある。
- ・ 都市化が進む東京に残された貴重な自然を守り生物多様性の損失を止めるためには、こうした自然地を保全していくことが必要であるが、その保全活用にあたっては、それぞれの地域の特性に応じた手法を用いた地域主体による自発的な取組が重要である。
- ・ このことから、市民団体、住民等地域における多様な主体と連携し、積極的な生物多様性保全活動や活動促進に向けた団体育成等を行う区市町村を支援し、都全体の広域的な観点からエコロジカル・ネットワークを構築していく。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする）

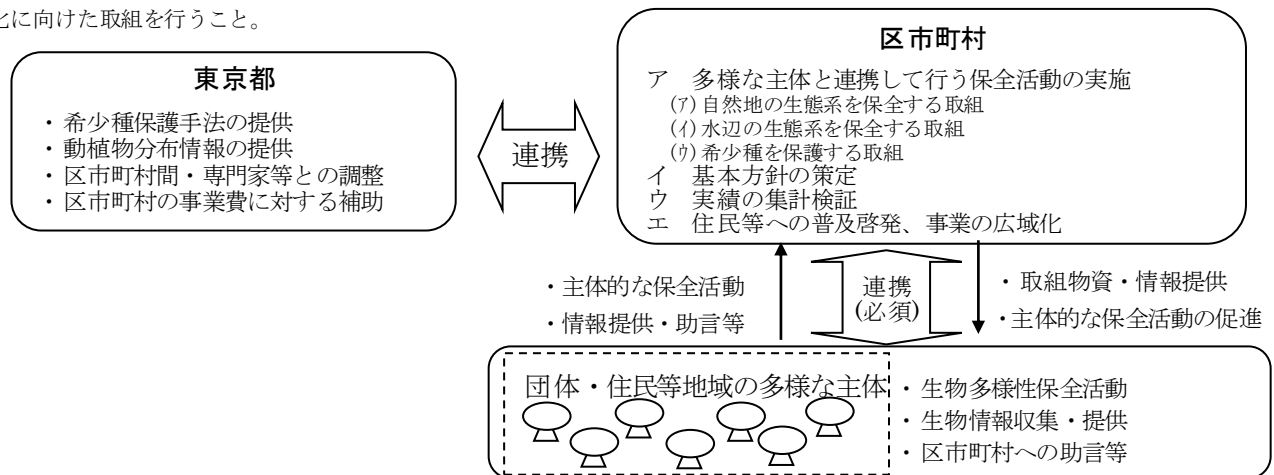
ア 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第1項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるものに基づき、地域における多様な主体と連携して行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組であって、次に掲げるいずれかに該当するものを実施すること。

- (7) 里山、樹林地（防風林、屋敷林、動植物の生息・生育環境として自然環境上保全すべきものを含む）などの自然地の生態系を保全する取組
- (イ) 湧水、水路などの水辺の生態系を保全する取組
- (ウ) 希少種を保護する取組

イ アの取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針（生物多様性地域戦略の考え方）を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。

ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

エ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発（環境教育・自然体験活動を含む）及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～エの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（ビオトープ（特定の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた生物生息空間のことをいう。）の創出に係る経費に限る。）、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定
 （必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、連携先の拡大や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。）

＜留意事項＞

希少種の定義は実施要綱参照

（本事業の目標）

50程度の区市町村で取組を実施し、生物多様性地域連携保全活動を推進

＜項目＞

花と樹木による緑化推進事業

＜事業の目的＞

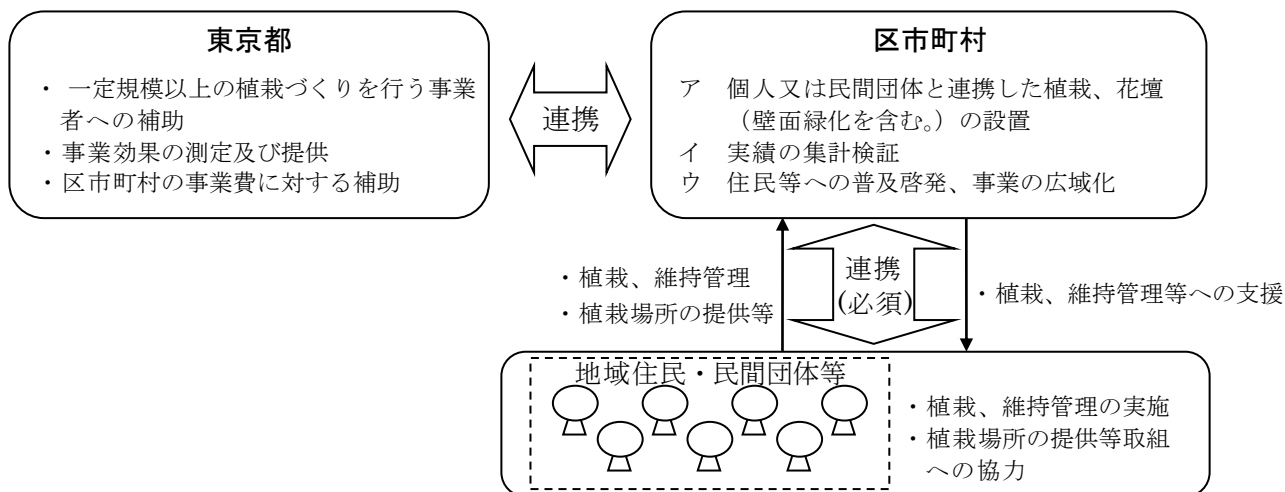
地域における民間団体等と連携し、花と樹木による緑化を積極的に進める区市町村を支援することで、人々を魅了する「美しい緑」に包まれた、環境と調和した美しい都市東京の実現を図る。

＜都の取組の方向性＞

- ～『緑施策の新展開』：緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している～
- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック大会を契機に高まりを見せている国内外からの来訪者を迎える「おもてなし」の観点から、都市の魅力を高めていくことが必要である。
 - ・ 花や樹木は、潤いや安らぎの付与、風格ある美しい都市景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和など、多様な効能を有することから、魅力ある街づくりにとって重要な要素である。
 - ・ 都はこれまで、緑の量を増やす取組とともに、在来種の植栽の推進など、緑の質を高める取組を推進している。今後は、こうした取組に加え、都市の魅力を引き上げる花と樹木を活かした緑化の拡大を推進していく必要がある。
 - ・ 街中において面的な広がりを持った緑化を進めていくとともに、創出した花と樹木をオリンピックのレガシーとして持続可能なものとするためには、区市町村が主体となって各地域における花と樹木を創出していくことに加え、地域の様々な主体が自発的に花と樹木を育てていく環境づくりが不可欠である。
 - ・ このことから、地域住民、民間団体等と連携し、花と樹木による緑化を積極的に進める区市町村を支援する。これにより、2020年オリンピック・パラリンピック大会終了後も継続的に、環境と調和した美しい都市東京の実現を目指すしていく。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 個人又は民間団体等との連携により、都内に植栽、花壇等（壁面緑化を含む。）の設置を推進する取組であつて、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
- （ア） 都民等の目に触れる場所又は都民等が立ち入ることができる場所（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園を除く。）への植栽、花壇等の設置であること。
 - （イ） 植栽面積が25㎡以上であること（空き家対策により更地になった土地に植栽する場合を除く。）。
 - （ウ） 植栽は、草花（地被植物のみの場合を除く。）若しくは樹木により行うこと。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、花と樹木による緑化の推進を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

【補助対象経費の上限】植栽、花壇等の設置に要する経費について、1箇所当たり20,000千円

＜補助期間＞

令和2年度までの間で事業期間を設定

＜留意事項＞

- ・ 緑化面積の算出方法は、「東京都における自然の保護と回復に関する条例 緑化計画の手引き」（東京都環境局）に準じる。
- ・ 特定外来生物及び我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト掲載種の植栽は補助対象外とする。
- ・ 緑化計画書義務分及び都市開発諸制度による緑化は補助対象外とする。

（本事業の目標）

10程度の区市町村で取組を実施し、花と樹木による緑化を推進

＜項目＞

江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業）

＜事業の目的＞

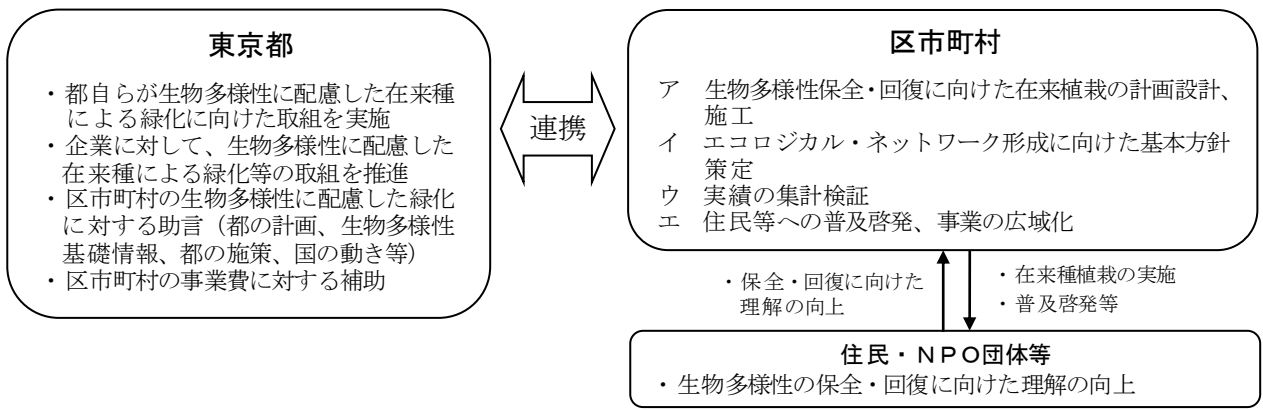
区市町村による、地域の自然環境や生物多様性保全・回復のために在来の植物を活用した公園等の整備を支援することで、地域の生物多様性保全につなげるとともに、東京都全体で豊かな自然環境と多様な生物が共生した都市環境の創出を目指す。

＜都の取組の方向性＞

- ～『緑施策の新展開』：生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる～
- ～『緑施策の新展開』：都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している～
- ・ 人類の存続の基盤である生物多様性は、開発等による緑の減少、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。
- ・ 東京全体の生物多様性の保全・回復に向けた取組として、都は、在来の生きものの本来のエサや生息空間として重要な機能を果たす在来植物に注目し、周辺地域の自然との連続性に配慮した在来種の植栽を推進している。
- ・ 地域本来の在来種を活用し、多様な生きものの生息空間の拡大に寄与するエコロジカル・ネットワークを都内全域で形成するためには、地域の生物多様性保全の拠点である公園や緑地等を活用した区市町村の先導的な取組との連携が欠かせない。
- ・ このことから、エコロジカル・ネットワークの形成に向け、事業対象地周辺の動植物調査の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する在来種植栽を行う区市町村を支援する。これにより、地域の生物多様性の保全・回復を促し、区市町村とともに、東京都全体で人と自然が共生できる緑豊かな都市の実現を目指していく。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 区市町村が所有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、生物多様性の保全・回復に寄与する在来種（都内に本来自然分布している種をいう。以下同じ。）の植栽を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
 - (ア) 植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査（現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう）を行うこと。
 - (イ) (ア)の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽の計画・設計を行うこと。複数本の樹木、草等を植栽する計画・設計とし、植栽する樹木、草等の全てについて在来種を使用すること。
 - (ウ) 植栽を行うに当たっては、高木種、中木種、低木種及び草本類を組み合わせ、多階層な植栽となるよう努めること。
 - (エ) 立案した計画・設計を基に、植栽施工を行うこと。施工後は、生物多様性保全・回復のために在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置すること。
- イ アの取組の結果を踏まえて、区市町村内におけるエコロジカル・ネットワークの形成に向けた基本方針を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに環境や緑に関する基本的な計画等にて同様の方針を策定している場合を除く。
- ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～エの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

エコロジカル・ネットワークとは、野生生物が生息・生育する様々な空間がつながる生態系のネットワークのことを示す。

（本事業の目標）

50程度の区市町村で取組を実施し、生物多様性の保全・回復を推進

＜項目＞

再生可能エネルギー見える化事業

＜事業の目的＞

都民が身近に感じることでできる場所に先進的な再生可能エネルギーを導入し、再生可能エネルギーを見える化し、理解増進・普及啓発を行う。

＜都の取組の方向性＞

～2024年までに都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を20%程度にまで高める～

- ・ 電力・エネルギーの大消費地東京において、都市の持続可能性を高めるため、再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要である。
- ・ 都はこれまで太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に進めてきたが、様々な地理的条件を有する東京において、地域ごとに様々な再生可能エネルギー導入ポテンシャルが存在する。
- ・ これらを積極的に活用し、都内の多種多様な再生可能エネルギーの普及を一層推進していくためには、地域に密接した自治体である区市町村による取組を支援することが重要である。
- ・ 都はこれまで、駅舎やバス停へのソーラーパネル設置を促進し、再生可能エネルギーの見える化を図ってきた。
- ・ 今後は、都民の身近な場所である区市町村施設等に先進的な身近な場所で再エネを導入し、再生可能エネルギーの理解増進を進めていく。

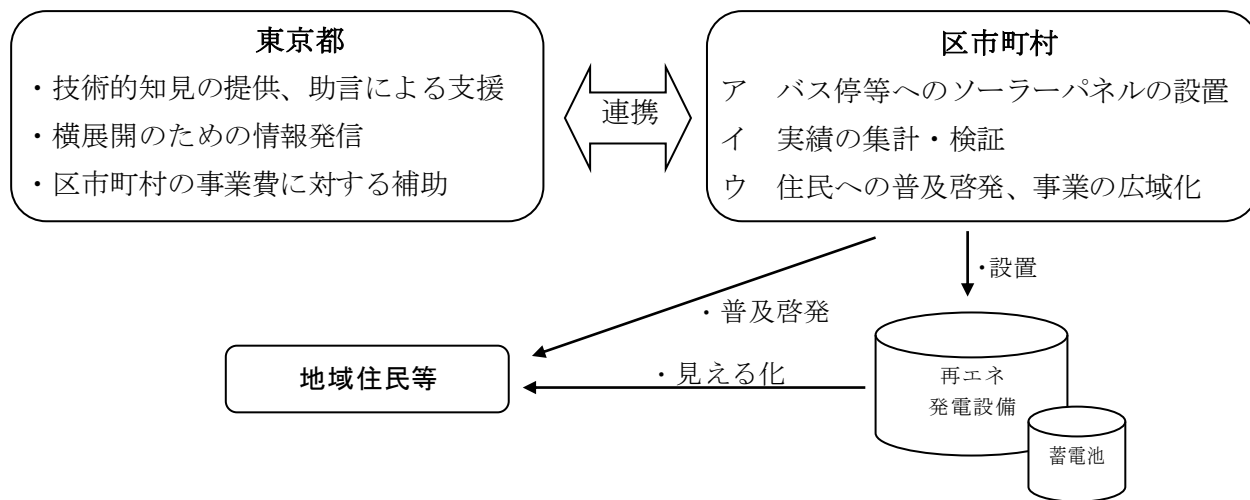
＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

ア 区市町村が実施する再生可能エネルギーの導入を促進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。

- (ア) バス停へのソーラーパネル、ソーラーカーポート、ソーラーロード、壁面へのソーラーパネル（薄膜型含む）のいずれかを導入し、再生可能エネルギーを見える化することで、理解増進を図ること。
- (イ) 必要に応じて、(ア)の再生可能エネルギー発電設備と同時に蓄電池の設置を行うこと。

イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

ウ アの取組の内容を周知するとともに、再生可能エネルギーに関する普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

固定価格買取制度（FIT）を活用しないことを条件とする。

（本事業の目標）

再生可能エネルギーの理解促進・普及啓発

＜項目＞

水素エネルギーの都民への普及・浸透推進事業

＜事業の目的＞

水素エネルギーの普及啓発事業を実施する区市町村に対し、経費を一部補助することで、水素エネルギーの普及拡大に向けたムーブメントの醸成を図る。

＜都の取組の方向性＞

～地域と連携し、水素エネルギーに関する普及啓発をさらに推進～

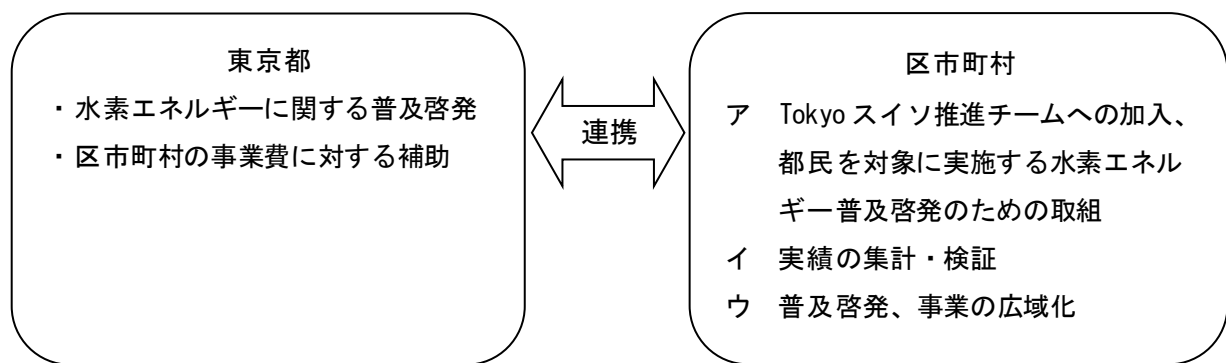
- ・都は、「ゼロエミッション東京戦略」の中で、目指すべき 2050 年の姿として、再エネ由来の CO2 フリー水素を脱炭素社会の柱にしていくこととした。また、この戦略の中では、2030 年に向けた主要目標として、家庭用燃料電池の普及 100 万台、乗用車の新車販売台数に占める ZEV (FCV、EV、PHV) の割合 50%、再エネ由来の CO2 フリー水素の導入が積極的に進められることなどが定められている。
- ・各目標の達成に向け、補助事業などによる水素利用の促進を実施しているところであるが、これらに合わせ重要となるのが、都民に対する情報発信である。
- ・水素エネルギーが都民生活の中で日常的に用いられ、かつ、積極的に選択されるようになるためには、都民が水素エネルギーを日常的なものとして一層身近に感じるとともに、水素の意義等に関する情報収集ができる機会を提供することが重要である。
- ・そのため、都民生活に密着した機会における効果的な情報発信が有効となる。
- ・そこで、水素エネルギーの普及啓発事業を実施する区市町村に対し、経費を一部補助することで、水素エネルギーの普及拡大に向けたムーブメントの醸成を図る。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

ア Tokyo スイソ推進チームへの加入を条件とし、都民を対象に実施する水素エネルギー普及啓発のための取組（① セミナー、シンポジウム、講習会、② 小科学実験や FCV 試乗会等、水素エネルギーを活用するイベント、③ パネル等の作成、展示）を実施すること。

イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

ウ アの取組の内容を周知するとともに、普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3 年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

- ・都の別の補助金との併用はできないものとする。

（本事業の目標）

5 程度の区市町村で取組を実施し、水素エネルギーに関する普及啓発を推進

＜項目＞

既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業

＜事業の目的＞

管理組合等との連携により、既存共同住宅の共用部分の省エネの推進に取り組む区市町村の支援を図ることにより、家庭部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

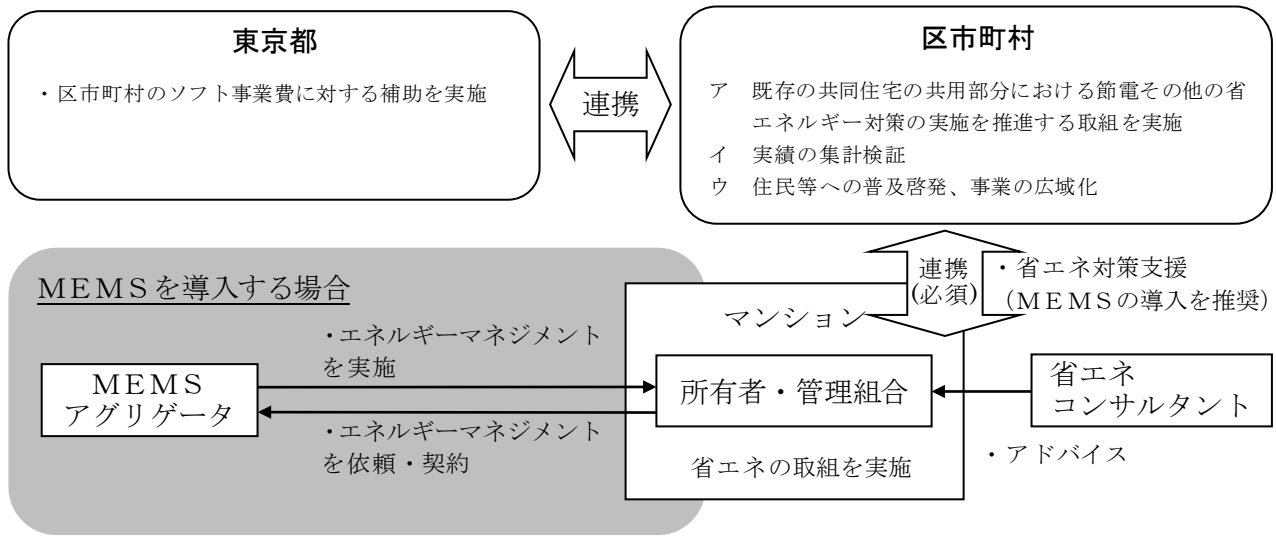
＜都の取組の方向性＞

～2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比38%削減～

- ・ 都内には約13万棟の集合住宅に都民の約6割が居住しており、省エネルギー化への大きなポテンシャルを持っている。しかしマンションの省エネ化は、居住者にとって効果が見えにくく、居住者の合意形成を図るために労力を要するなどから、取組が進みにくい状況にある。
- ・ 都はこれらマンション等の集合住宅に対し、IT技術を活用したエネルギー管理システム（MEMS）の導入を支援しスマートマンションの普及を推進する。
- ・ しかし、MEMSの導入を含め、マンションの省エネ化を進めるためには、居住者の合意形成に向け、管理組合によるエネルギー使用状況の把握や効果的な省エネ対策の理解が不可欠であり、こうしたきめ細かい対策を実施する区市町村との連携が効果的である。
- ・ このことから、区市町村が取り組む省エネコンサルタントの派遣等、マンションの管理組合を対象とした省エネルギー対策の推進事業を支援するとともに、区市町村を通じて、管理組合に対するMEMS導入によるエネルギーマネジメントの周知を図ることにより、マンションの省エネ対策の一層の促進を図る。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 既存の共同住宅の共用部分における節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
- (7) 共同住宅の所有者又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律68号）第3条に規定する団体をいう。以下同じ。）と連携した取組であること。
- (4) 共同住宅の所有者又は管理組合に対して、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うため、コンサルタントを派遣すること。
- イ アの取組によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減効果の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、区市町村の区域内の既存の共同住宅の所有者及び管理組合を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

(ただし、設定した事業期間を超えて補助する場合は、連携先の拡大や新たな取組を行い、進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。)

＜留意事項＞

(本事業の目標)

10程度の区市町村で取組を実施し、家庭の省エネ対策を推進

＜項目＞

地域気候変動適応計画の策定促進事業

＜事業の目的＞

区市町村による、地域気候変動適応計画の策定を支援することで、気候変動に対する適応力の向上を図る。

＜都の取組の方向性＞

～ 都政及び都民・事業者の活動において、気候変動の影響を受けるあらゆる分野で、気候変動による将来の影響を考慮した取組がされている ～

- ・気候変動の影響が深刻化する中、CO₂の排出を削減する「緩和」を確実に進めることは不可欠である。
- ・厳しく「緩和」の努力をしても、なお残る気候変動の影響を回避・軽減するための「適応」も併せて進めていくことが必要となる。
- ・気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画の策定に向けた方針として、都の考え方を取りまとめた「東京都気候変動適応方針」を令和元年12月に策定した。
- ・法に基づく地域気候変動適応計画は、令和2年度末までに策定する予定である。
- ・地域気候変動適応計画の策定に当たっては、関係各局と連携し、関連するあらゆる施策に気候変動適応を組み込んでいく。
- ・また今後、都市のヒートアイランド対策の研究などを行ってきた東京都環境科学研究所への法第13条に基づく地域気候変動適応センターの設置に向けて関係機関と調整していく。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア及びイを実施する場合に補助対象とする）

- ア 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画を策定すること
- イ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の地域の実情を踏まえた気候変動適応策に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと

地域気候変動適応計画の策定促進

東京都（地域気候変動適応センター*を含む。）

- ・東京都気候変動適応計画策定（令和2年度中を予定）
- ・区市町村への助言（都の計画及び施策、専門家による知見、国の動き等）
- ・区市町村が実施する計画策定等に係る経費の補助

※設置に向けて調整中

連携

区市町村

- ア 法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画の策定
- イ 住民等への普及啓発、事業の広域化

地域の実情に応じたきめ細かな適応策の実施

＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容ア及びイの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

全区市町村で法第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画を策定

＜項目＞

超高齢化社会の到来を見据えた新たな資源循環施策の推進事業

＜事業の目的＞

超高齢化社会等の到来により発生する一般廃棄物の適正処理に関する課題に対し、課題解決に必要な調査や取組検討等を行う区市町村の支援を図ることにより、超高齢化社会の到来に対応したごみ処理システムの構築を目指す。

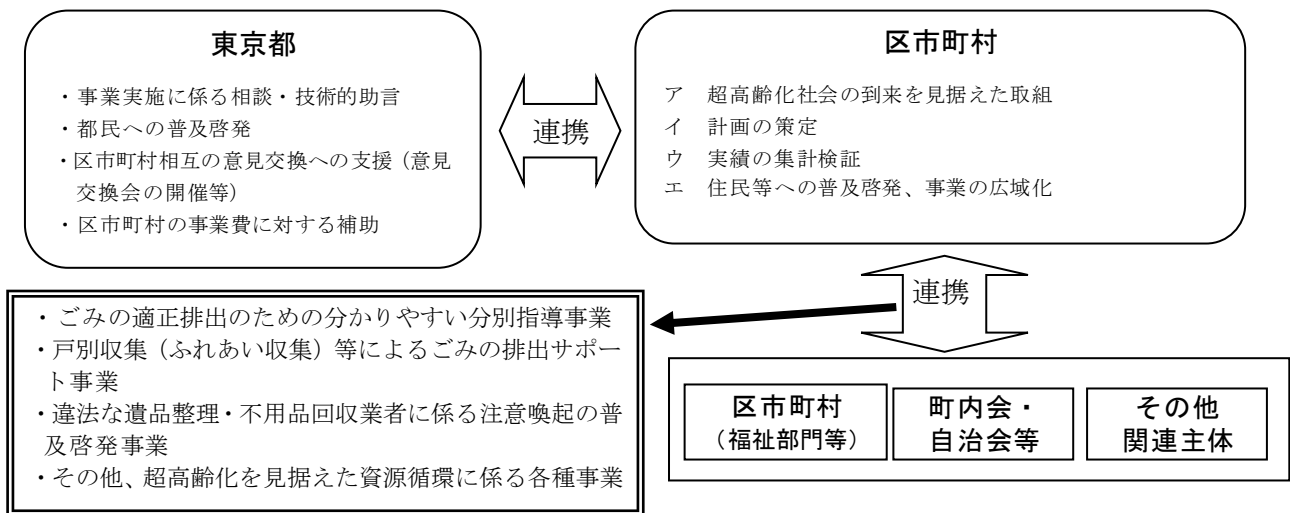
＜都の取組の方向性＞

～超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システム構築の促進～

- ・ 今後、都では全国の後を追うように高齢化が進行していくと予想され、高齢者のみの世帯において、ごみの分別や屋外への排出が困難となる事案等は確実に増加していくと見込まれる。
- ・ 高齢者対応として戸別収集によるごみの搬出サポート等の対応を行っている自治体もあり、超高齢化社会の到来により、こうしたニーズもますます増加していくことが見込まれる。
- ・ また、高齢者を対象とした違法な遺品整理業者や不用品回収業者の横行や、ごみ屋敷対策などへの対応などの取組が課題となっているが、超高齢化社会の到来により、こうした違法な遺品整理業者等の横行がますます増加していくことが予想される（回収された廃家電等は、自治体の区域や国境を越え、広域移動している実態もある。）。
- ・ 超高齢化社会が本格的に到来する前に、区市町村が直面する一般廃棄物の適正処理に関する課題に対し、市民のニーズ等に柔軟かつ確に対応できる取組（仕組み）の検討・構築が必要となっている。
- ・ このことから、本格的な超高齢化社会の到来により想定される一般廃棄物の適正処理に関する課題に対し、課題解決に必要な調査や取組検討等を行う区市町村に対し都が支援を行うことで、将来の円滑な一般廃棄物処理体制の構築を目指す。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～エ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 超高齢化社会の到来を見据え、ごみの分別・排出や違法な遺品整理等の課題の検討に必要な調査、事業の実施、費用対効果の検証その他必要な取組を実施すること。
- イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、超高齢化社会の到来により見込まれる課題解決に必要な取組を実施するための計画を策定すること。
- ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、超高齢化社会の到来により発生する課題解決に向けた普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～エに必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

都内全域における超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システム構築の促進

＜項目＞

家庭用エアコン等からのフロン排出抑制及び適正処理事業

＜事業の目的＞

家庭用エアコン等からのフロン放出防止のための普及啓発や、区市町村によるフロン回収や適正処理に必要な経費を助成することにより、家庭用エアコンからのフロン排出量の削減を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～『環境基本計画』：2030年までに都内代替フロン排出量2014年度比35%削減～

- ・ これまでオゾン層保護対策として特定フロンから代替（HFC）への転換を進めてきたが代替フロンは、二酸化炭素の数十倍から1万倍以上の強力な温室効果をもたらす。
- ・ 代替フロン排出量は年々増加傾向にあり、都内温室効果ガス排出量に占める代替フロン排出量の割合は8%（2017年度）にもなることから、温暖化防止の観点から実効性のある取組が求められている。
- ・ 都内代替フロン排出量のうち、家庭用エアコンなどフロンが含まれる家電からの排出は23%を占める（2017年度）。
- ・ 家庭用エアコンは、設置や撤去には工事が伴うことから、買い替え以外の引越しや建物の建替え時に残置されやすく、退去時にはフロンが放出されるとともに不適正処理されているものが少なくない（家庭用エアコンの家電リサイクル法による全国回収率は31.6%（2017年度））。
- ・ フロン放出を防ぐためには、引越しや解体前の通電できる状態で適切にポンプダウンを行う必要があり、事業以外で使用されている家庭用エアコン等は一般廃棄物であり区市町村の指導が不可欠であるが、これまで自治体による指導があまりない。
- ・ このことから、フロン排出抑制のための取り締まり等のノウハウを有する都が技術面・情報面・財政面で支援することで家庭用エアコン等からのフロン排出抑制と適正処理の取組を推進する。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア及びイを実施する場合に補助対象とする）

ア 家庭用エアコン等からのフロン排出抑制及び適正処理を目的とした取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。

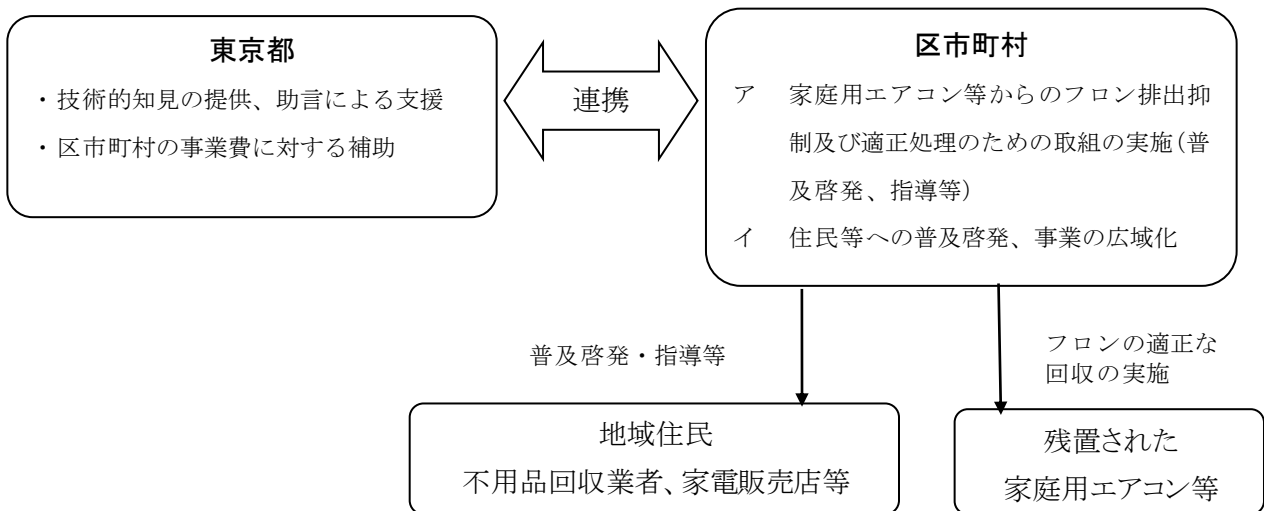
(ア) フロン排出抑制のための普及啓発を行う取組

(イ) パトロールや不適正な取り扱いを行う不用品回収業者等への指導などを実施する取組

(ウ) 区市町村が空き家等に残置された家庭用エアコン等を、取り外す際に不適正なフロン放出を防止するための取組

イ アの取組の内容を周知するとともに、フロンの排出抑制及び適正処理についての普及啓発（ア(ア)の取組を除く。）

及び事業の広域化に向けた取組を行うこと



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容ア～イの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

(本事業の目標)

9程度の区市町村で取組を実施し、フロン排出抑制及び適正処理の促進を図る

＜項目＞

VOC総合対策の推進事業

＜事業の目的＞

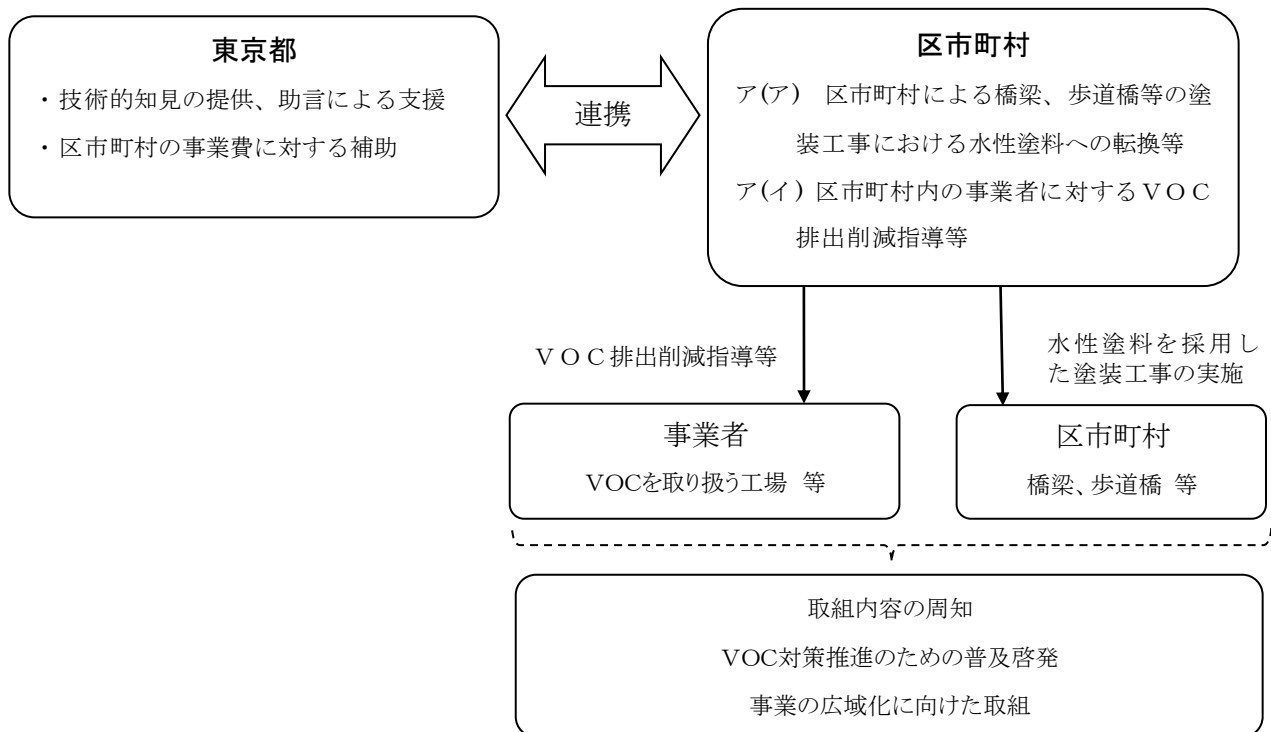
PM2.5及び光化学オキシダントの原因物質であるVOCの削減に向けて、区市町村が実施する橋梁・歩道橋等の塗装における水性塗料化を推進及び事業者指導に併せて活用できるVOC簡易測定器を普及することで、効果的なVOC削減対策を推進する体制を整備する。

＜都の取組の方向性＞

- ・都では、PM2.5・光化学オキシダントの原因物質の一つであるVOCの削減を推進している。
 - ・都内排出量の約2割を占める屋外塗装について、水性塗料を推進することでVOCの削減を図り、光化学オキシダント濃度の低減等、大気環境の改善を図る。
- 〔参考〕～「環境基本計画」(あるべき姿)：世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境が実現～
『PM2.5や光化学オキシダントの濃度が十分低減され、快適な大気環境が実現されているとともに、騒音、振動などの問題解決が進み、都民生活の快適性が向上されている』
- ◆ 2024年度までに、PM2.5の環境基準達成率を100%に向上させる。
 - ◆ 2020年度までに、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロにする。
 - ◆ 2030年度までに、全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下とする。
(年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均)

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞ (以下のア及びイを実施する場合に補助対象とする)

- ア VOC対策の推進のための取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること
- (ア) 区市町村が実施する橋梁、歩道橋等の塗装工事を対象として、使用する塗料を従来の石油系塗料から水性塗料に変更すること。また、当該塗装工事完了の際に今後の水性塗料活用に向けた検討を行うこと。
 - (イ) 区市町村がVOC簡易測定器を購入すること。なお、VOC簡易測定器の購入に当たっては、当該機器を活用した事業者への指導計画を都に提出すること。
- イ アの取組の内容を周知するとともに、VOC対策の推進のための普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容ア～イの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

区市町村が実施する橋梁、歩道橋等の塗装工事を対象として、使用する塗料を従来の石油系塗料から水性塗料へ変更する取組については、塗装費用の差額が補助対象経費となる。

(本事業の目標)

- (1) 区市町村の屋外塗装工事において、水性塗料を導入
 - (2) 区市町村の事業者指導において、VOC簡易測定器を導入・活用
- ※補助期間で、全区市町村においてそれぞれ1事例以上の派遣を実施

＜項目＞

次世代を担う環境人材育成事業

＜事業の目的＞

区市町村が実施する環境施策を有効に進めていくため、地域に根差した環境リーダーの育成を行うとともに、育成した環境リーダーによる地域のフィールドを活かした効果的な環境学習を行うことで、持続可能な社会の構築を目指す。

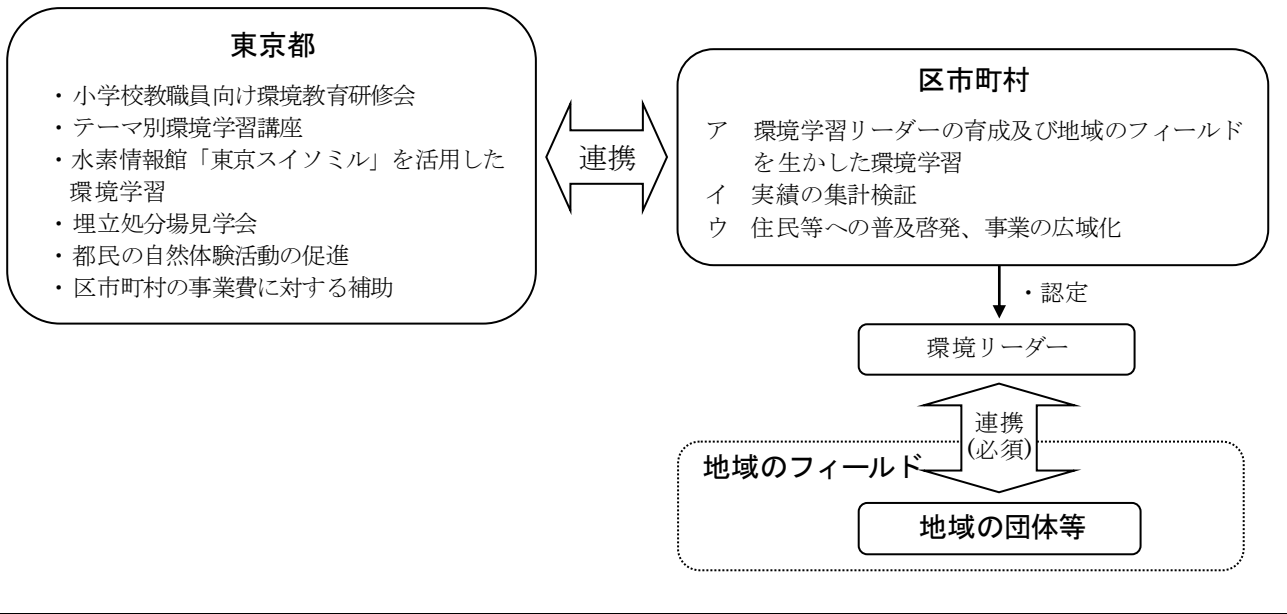
＜都の取組の方向性＞

～次世代の人材育成と環境意識の醸成～

- ・ 地球温暖化や自然環境の破壊をはじめとした環境問題は、人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題である。恵み豊かな環境を守り、子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用や資源の有効利用など、環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが必要である。
- ・ また、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題がある。これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動（ESD）により、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の重要性がますます高まっている。
- ・ こうした中、次世代を担う子どもたちへの環境教育は重要な意義を有していることはもちろん、地域住民等が自主的・積極的に環境問題について学習し、環境保全活動に取り組んでいくことが極めて重要である。
- ・ このことから、区市町村が地域における環境学習活動や環境保全活動を率先して行うリーダーを育成するとともに、環境に関して様々な学習を地域のフィールドを活用して実施することで、持続可能な社会を構築するための環境学習を目指す。

＜補助事業の内容と事業スキームイメージ＞（以下のア～ウ全てを実施する場合に補助対象とする）

- ア 持続可能な社会を構築するための環境学習を推進する取組であって、次に掲げる要件を全て満たすものを実施すること。
- (ア) 地域に根差した環境リーダーを区市町村が認定すること。
 - (イ) 区市町村が認定した環境リーダーが、地域のフィールドを生かし、地域の団体等と連携した、環境学習活動及び人材育成を行うこと。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、環境リーダーの取組の周知を目的とした普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行うこと。



＜補助対象経費＞

上記補助事業の内容のア～ウの実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定
 (必要に応じて、設定した事業期間を超えて補助する場合は、新たな進捗目標を定めること。この場合においては、事業期間は2年間とする。ただし、事業期間は、本事業の実施期間である令和5年度までで設定すること。)

＜留意事項＞

(本事業の目標)

10程度の区市町村で取組を実施し、持続可能な社会を構築するための環境学習を推進